

総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事に係る委託業務】

[第9版]

暫定版

令和2年6月

(令和2年6月1日以降に入札公告する業務から適用)



和歌山県

1. 本手引きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「法」という。)が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されている。

建設工事に係る委託業務のうち建設コンサルタント業務(以下「業務」)に関しては、プロポーザル方式と価格競争方式の2つの発注方式で実施してきたところであるが、品質確保に関する動向を踏まえ、総合評価落札方式を実施することとする。

このため、法及び基本方針に基づき、業務における一層の品質確保・品質向上を図るために、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

2. 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、業務の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

3. 総合評価落札方式を適用する業務

総合評価落札方式を適用する業務は原則として、「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。)1,000万円以上の業務のうち、土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C並びに建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2とする。

4. 総合評価落札方式の型式

(1) 標準型 I

配置予定技術者・企業の能力、地域貢献、業務の実施方針及び評価テーマに関する技術提案を求ることにより、技術評価と入札価格とを一体として評価

(2) 標準型 II

配置予定技術者・企業の能力、地域貢献、業務の実施方針による技術評価と入札価格とを一体として評価

各型式の適用範囲の考え方は表-1を原則とする。また、各型式の特徴は表-2に示すとおりである。

表-1 各型式の適用範囲

総合評価方式の型式	適用範囲
標準型 I	・土木関係建設コンサルタント業務の主に区分C ・建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C2
標準型 II	・土木関係建設コンサルタント業務の主に区分B2 ・建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C1 及び区分B

表－2 各型式の特徴

タイプ	技術的特性	技術提案の目的	価格以外の要素
(1)標準型 I	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務	当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待	・業務の実施方針 ・評価テーマに関する技術提案 ・配置予定技術者・企業の能力 ・地域貢献
(2)標準型 II		当該業務の実施方針のみで、品質向上を期待	・業務の実施方針 ・配置予定技術者・企業の能力 ・地域貢献

5. 入札方式等の選定

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」を採用している。事務の軽減及び開札まで入札参加者が分からぬ利点があるため、総合評価落札方式においても「事後審査型」を採用する。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

委託業務の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用するものとする。

6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならぬこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会により行うものとする。

(意見聴取要請書は別記1号様式)

7. 総合評価による落札者の決定

総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領【建設工事に係る委託業務】(令和元年5月23日制定)に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認めた者は除くものとする。

なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものと

する。

評価方式は加算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{技術評価点} = 100 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

8. 総合評価落札方式の実施手順

総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

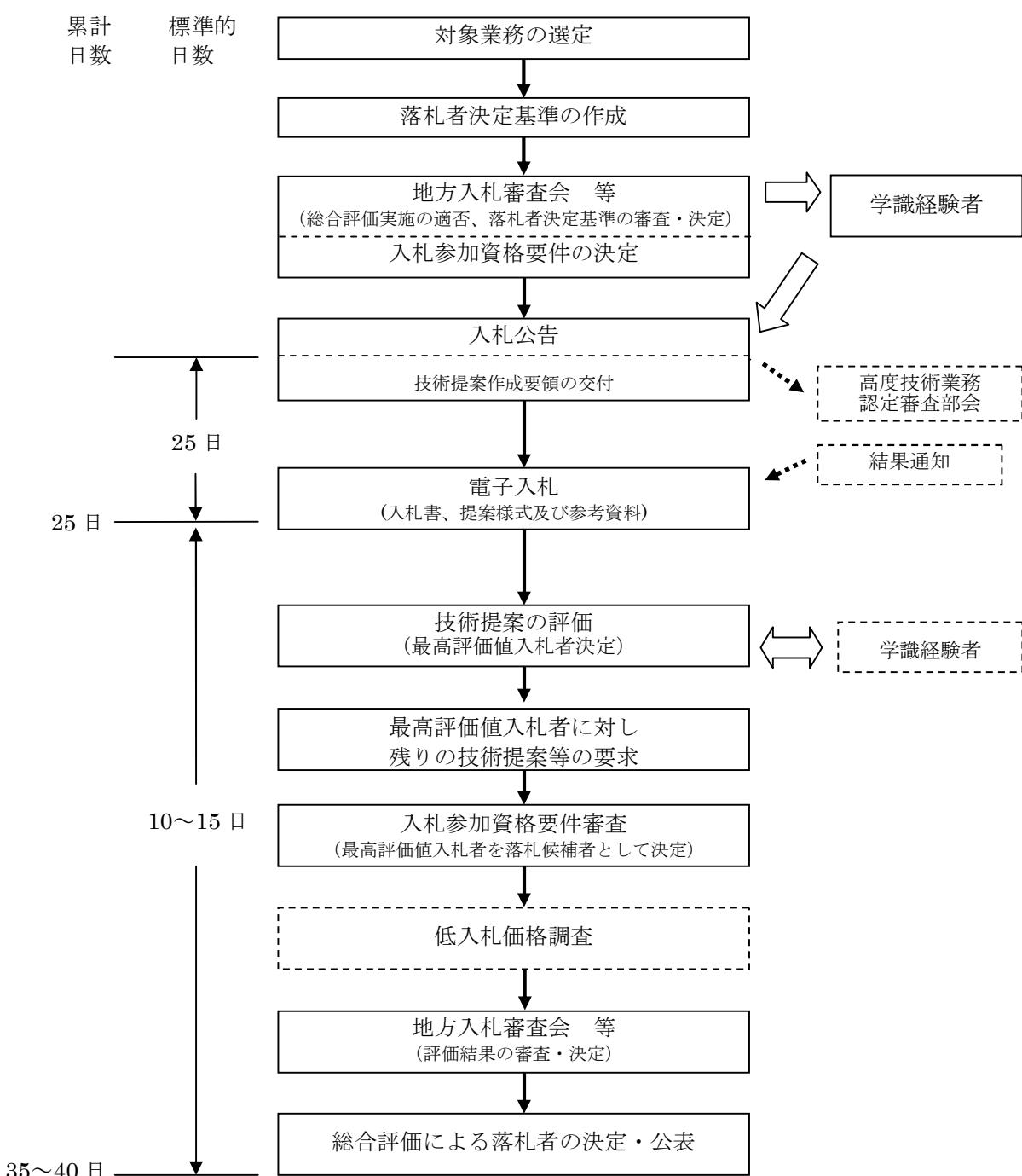


図-1 実施フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する業務の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他の留意事項

添付：技術提案の提出様式等

別記参考様式に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（**別記2号様式**）を作成し、公表するものとする。（総合評価を行うため落札者決定を保留する旨記載の事）

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、総合評価委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は**別記3号様式**により通知するものとする。評価テーマに関する技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、地方入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

技術提案（履行不可と判断されたものを除く。）は全て履行義務を負うものとし、技術提案の履行がなされなかつた場合には、業務成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

業務成績の減点は、最大で事故による減点の文書注意－5点を採用するものとする。

ただし、標準型I - A（建築関係）、標準型II - A（建築関係）の場合で、提案デザインを実現できなかつた場合は、－10点とし、減点の最大は、－15点とする。

配置予定技術者（主任技術者及び主任担当技術者）の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

h) 監督

評価テーマに関する技術提案の履行については、業務打合せ時において確認するものとする。

9. 土木関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式

落札者決定基準の標準例は表－3及び表－4のとおりとし、表－3は当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めるこことによって、品質向上を期待できる業務に用いる。表－4は当該業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務に用いるものとする。

表－3 標準型I（土木関係） 落札者決定基準（案）

標準型I（土木関係）						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/50	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性 与条件の把握度により評価（地形・環境・地域特性等） 着目点、問題点、解決方法等の提案内容※ 実現性 及びその説得力により評価 類似実績の有無等により評価	20		※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。	
		独創性 代替案・その他提案内容の有益性により評価				
		小計			/50	
技術評価点	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価				
		①技術士	6		※技術士、RCMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門又は選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。	
		②R C M	3		・特別上級、上級(3~A)又は一級技術者(3~A) ○○分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(3~B)又は一級技術者(3~B) △△分野【発注案件に応じて設定】	
		③上記①②以外	0			
		配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価			※目標単位： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタント協会（年50単位） 土木学会（年50単位）	
		④団体目標単位以上の取得がある	6			
		⑤団体目標単位の半数以上の取得がある	3			
		⑥上記④⑤以外	0			
		配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等免注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		⑦同種業務の実績が2件以上ある	8			
技術評価点	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての実績の平均点により評価	⑧同種業務の実績がある	4		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		⑨上記⑦⑧以外	0			
		配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		⑩75点以上	6			
		⑪60点以上～75点未満	6.0 × (平均点-60.0) /15	6~0		
		⑫60点未満	-6			
		企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		⑬75点以上	4			
		⑭60点以上～75点未満	4.0 × (平均点-60.0) /15	4~0		
		⑮60点未満	-4			
地域貢献	地域貢献	小計		/30		
		配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等免注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		⑰業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5			
		⑱業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5			
		⑲上記⑰⑯以外	0			
		配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価			※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。(住民票等で確認) 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		⑳業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5			
		㉑県内に居住している	2.5			
		㉒上記⑰⑯以外	0			
		住所又は本店の所在地について評価			※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所を評価する。(住民票等で確認) 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
技術評価点	地域貢献	㉓業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5			
		㉔県内に住所又は本店を有する	2.5			
		㉕上記⑰⑯以外	0			
		大規模災害時の協定への参加について評価			※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。	
		㉖協定へ参加している	5			
		㉗なし	0			
		障害者雇用への取り組みについて評価			※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
		㉘法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3			
		㉙上記⑰以外	0			
		県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価			※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
技術評価点	障害者雇用への取り組み	㉚年20万円以上の購入実績がある	1			
		㉛上記⑰以外	0			
		小計		/24		
合計				/104	※合計点は最高100点とする	
技術評価点		／100点				
價格評価点		／100点				
評価値		／200点				

※・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。

・評価値は價格評価点と技術評価点の合計点とする。

・價格評価点の算出方法は、次の方法による。

100 = (1 - 入札価格 / 予定価格) 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。

・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1,000万円以上の業務実績を評価の対象とする。

・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。

・人札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。

【業務場所が県内一円の場合】

・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

表－4 標準型II（土木関係） 落札者決定基準（案）

標準型II（土木関係）					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/30	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)
小計				/30	
配置予定技術者：企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価 ①技術士 10 ②RCCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）【〇〇土（コンクリート診断士等、案件に応じて設定）】 5 ③上記①②以外 0	/10		※技術士、RCCMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定期門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級(～A)又は一級技術者(～A) ○△分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(～B)又は一級技術者(～B) △△分野【発注案件に応じて設定】
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価 ①団体目標単位以上の取得がある 10 ②団体目標単位の半数以上の取得がある 5 ③上記①②以外 0	/10		※目標単位： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタント協会（年50単位） 土木学会（年50単位）
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価 ①同種業務の実績が2件以上ある 14 ②同種業務の実績がある 7 ③上記①②以外 0	/14		※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価 ①75点以上 10 ②60点以上～75点未満 10.0 × (平均点-60.0) /15 10～0 ③60点未満 -10	/10		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価 ①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 6～0 ③60点未満 -6	/6		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	小計				/50
	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある 5 ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある 2.5 ③上記①②以外 0	/5		※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している 5 ②県内に居住している 2.5 ③上記①②以外 0	/5		※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する 5 ②県内に住所又は本店を有する 2.5 ③上記①②以外 0	/5		※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
	(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している 5 ②なし 0	/5		※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。
	(5) 障害者雇用への取り組みについて評価	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある 3 ②上記①以外 0	/3		※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある 1 ②上記①以外 0	/1		※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
小計				/24	
合計				/104	※合計点は最高100点とする
技術評価点	／100点				
価格評価点	／100点				
評価値	／200点				
※・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・価格評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止とする。 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。 ※評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。					

a) 留意点

- ア) 業務の実施方針に記載のない場合、又は適正でない場合には失格となることがある。
- イ) 求める評価テーマは業務内容により効果的に設定することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。
- また、評価テーマに関する技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格となることがある。

ウ) 配置予定技術者（主任技術者）の保有資格については、技術士、RCCM、土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）及びその他の資格を評価するものとし、評価の対象とする部門等は下記により設定する。

- ・技術士、RCCM は、入札公告の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」において設定する部門及び選択科目並びに専門技術部門とする。
- ・土木学会認定技術者は、発注案件に応じて資格分野を設定する。
- ・その他の資格は、発注案件に応じ個別に設定する。【例：コンクリート診断士等】
なお、複数の資格を有する場合は、エ) の「継続教育（CPD）の取り組み」との評価値の合計が高い資格で評価するものとする。

エ) 継続教育（CPD）の取り組みについては、ウ) の「保有資格」で評価する資格に関する団体の継続教育の取得単位（技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書、RCCM の場合は建設コンサルタンツ協会が発行する証明書、土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）の場合は土木学会が発行する証明書における取得単位（1年間の目標単位でも可とする。））により評価する。※資格を保有していない場合は評価の対象としないものとする。

なお、複数の団体の単位を有する場合は、ウ) の「保有資格」との評価値の合計が高い団体の継続教育の取得単位で評価するものとする。

各団体の目標単位は以下のとおり。

団体名	目標単位	
	1年間	その他
日本技術士会	50	150（3年）
建設コンサルタンツ協会	50	
土木学会	50	

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮し、当面の間の措置として、令和2年6月1日以降の入札公告分からは、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものを評価の対象とする。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

オ) 過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した同種業務（道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する）に主任（管理）技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ) 若しくはエ) に定める法人発注に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

カ) 過去3年間の配置予定技術者（主任技術者）の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡しが完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県国土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型Iの例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、2.2点の得点となる。

$$6.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 2.2$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、2.2点の得点となる。

$$6.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 2.2$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、2.8点の得点となる。

$$6.0 \times (67 - 60) / 15 = 2.8$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

キ) 過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、成果品の引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県国土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型 I の例>

例：実績が 1 件で業務成績が 71 点の場合、1.4 点の得点となる。

$$4.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 1.4$$

例：実績が 2 件で業務成績の平均値が 67 点の場合、1.4 点の得点となる。

$$4.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 1.4$$

例：実績が 3 件で業務成績の平均値が 67 点の場合、1.8 点の得点となる。

$$4.0 \times (67 - 60) / 15 = 1.8$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第 2 位を切り捨て、小数第 1 位止め

ク) 過去 10 年間の建設部管内での配置予定技術者（主任技術者）の業務実績については、当該年度を含まない 10 ヶ年度前の 4 月 1 日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100 万円以上の建設コンサルタント業務に、主任（管理）技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成 21 年 1 月 22 日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の 1/2 以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が 20 % 以上の場合に限る。

ケ) 技術者の居住地については、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去 1 年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去 1 年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

コ) 本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去 3 年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去 3 年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
 - ②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。
- サ) 大規模災害時の協定締結については、入札書提出日時点において、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定へ参加している者を評価する。

現時点において、土木関係建設コンサルタント業務の場合は、（一社）和歌山県測量設計業協会を評価対象団体としている。

シ) 入札書提出日時点で雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。

ス) 障害者雇用への取り組みについては、入札書提出日時点で雇用している障害者数により評価するものとし、法定義務業者（常用雇用労働者数 45.5 人以上）の場合は、法定雇用障害者数を超える障害者雇用がある者、非法定義務業者（常用雇用労働者数 45.5 人未満）の場合は、1 人以上の障害者雇用がある者を評価する。

なお、法定義務業者の障害者雇用については、常用雇用している障害者が短時間労働である場合も、1人の障害者雇用とする。

<例>

下記条件での常時雇用障害者数の加点について

- 例1) 常時雇用障害者数が11人の場合(実雇用率2.26%)法定雇用障害者数(10人)を超えていたため、3点の配点となる。
- 例2) 常時雇用障害者数が10.5人の場合(実雇用率2.16%)法定雇用障害者数(10人)を超えていたため、3点の配点となる。
- 例3) 常時雇用障害者数が10人の場合(実雇用率2.06%)法定雇用障害者数(10人)と同数のため、0点の配点となる。
- 例4) 常時雇用障害者数が9.5人の場合(実雇用率1.95%)法定雇用障害者数(10人)未満のため、0点の配点となる。

<条件>

- a : 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 485人
- b : 法定雇用率 2.2%
- c : 法定雇用障害者数(1人未満切り捨て) 10人 (485 × 0.022=10.67)

(備考) ・常時雇用障害者数の合計数は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。

セ) 障害者就労施設等からの物品等の購入については、入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入額により評価する。

別記参考様式－1

技術提案作成要領（案）

総合評価(土木関係)

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	○○第〇号
業務名称	○○○○業務
業務場所	○○市郡○○町村○○地内
業務概要	入札公告を参照のこと
業務期間	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式1及び2【及び提案様式3（参考資料を含む）】並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。 ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。
入札書等の電子入札システムによる提出期間	○○ 年 月 日（ ） 時 分から○○ 年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	同種業務等の実績（様式2）
ウ	所属技術者（様式3）
エ	県内営業所等（様式4）
オ	配置予定技術者（主任技術者）の資格等（様式5）
カ	配置予定技術者（主任技術者）の業務実績（様式6）
キ	配置予定技術者（主任技術者）の業務成績（様式7）
ク	企業の業務成績（様式8）

ケ	本店の所在地（様式9）
コ	大規模災害時の協定締結（様式10）
サ	障害者雇用等への取り組み（様式11）
シ	申告点数表（提案様式1）
ス	業務の実施方針（提案様式2）
セ	評価テーマに関する技術提案（提案様式3）【標準型Iの場合】
	<p>様式のサイズはA4判縦（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p> <p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある1から○の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p> <p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、提案様式1から2及び提案様式3（参考資料を含む）は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Iの場合】</p> <p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、提案様式1及び2は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型IIの場合】</p>

技術提案の内容に関する留意事項	
同種業務等の実績	<p>ア ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した、国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の○○部門の受注実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>○○部門の受注実績がなく、一般業務認定審査部会で○○部門の受注実績と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて業務実績同等能力認定通知書の写しとすることができます。</p> <p>【区分B2の場合】</p>

ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の〇〇による〇〇業務の実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>実績を有しない者で、当該業務における高度技術業務認定審査部会で実績を有する者と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて同種業務実績同等能力認定通知書の添付とすることができる。</p> <p>【区分Cの場合】</p>
イ	記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いたTECRIS業務カルテ等の書類を添付すること。
所属技術者	
ア	<p>県内に本店を有する者にあっては、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の資格を有する者（以下「技術士」という。）（〇〇部門のうち〇〇を選択科目とする者）、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）以下「登録規程」という。）第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者（以下「技術管理者」という。）（〇〇部門）、一般社団法人建設コンサルタント協会の定款第4条第1項第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）資格試験の合格者（〇〇を専門技術部門とする者）のいずれか2名を様式3に記載すること。</p> <p>県内に本店を有しない者にあっては、技術士（〇〇部門のうち〇〇を選択科目とする者）2名を様式3に記載すること。ただし、登録規程により他の部門の技術管理者となっていないこと。</p> <p>【関連部門を設定している場合は当該関連部門の資格を有する者についても記載を求める】</p> <p>【区分B2の場合】</p>
ア	<p>技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（以下「技術士」という。）の資格を有する者（〇〇部門のうち〇〇を選択科目とする者）3名を様式3に記載すること。</p> <p>ただし、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により他の部門の技術管理者となっていないこと。</p> <p>【関連部門を設定している場合は当該関連部門の資格を有する者についても記載を求める】</p> <p>【区分Cの場合】</p>
イ	<p>記載した技術者の資格が確認できる資料として、技術士登録等証明書、建設コンサルタント技術管理者認定通知書、RCCM登録証又はRCCM資格試験合格証の写しを添付すること。</p> <p>また、県内に本店を有しない者にあっては、他の部門の技術管理者となっていないことが確認できる資料として、登録規程に基づく現況報告書の副本の写し（技術管理者が記載されている箇所）を添付すること。</p> <p>【区分B2の場合】</p>

イ	記載した技術者の資格及び他の部門の技術管理者となっていないことが確認できる資料として、技術士登録等証明書の写し及び登録規程に基づく現況報告書の副本の写し（技術管理者が記載されている箇所）を添付すること。 【区分Cの場合】
ウ	記載した技術者の常勤性が確認できる資料として、下記のいずれかの写しを添付すること。
a	健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
b	住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
c	県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
d	県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、入札書を提出した日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等
県内営業所等	
ア	県内に本店を有しない者にあっては、和歌山県内の支店、営業所等を様式4に記載すること。また、支店、営業所等登録認定通知書の写しを添付すること。
配置予定技術者（主任技術者）の資格等	
ア	当該業務に配置予定の技術者について、氏名、保有している資格等を様式5に記載し、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。 なお、複数の資格を有する場合は、継続教育（CPD）の取り組みとの評価値の合計が高い資格で評価するものとする。
イ	当該業務に配置予定の技術者について、居住地を様式5に記載すること。
ウ	継続教育（CPD）の認証について、様式5に記載し、証明書（証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。 なお、保有資格と併せて評価するものとし、保有資格に関する団体の継続教育の取得単位（技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書、RCCMの場合は建設コンサルタント協会が発行する証明書、土木学会技術者（特別上級、上級又は一級技術者）の場合は土木学会が発行する証明書における取得単位（1年間の目標単位でも可とする。））により評価する。 なお、複数の団体の単位を有する場合は、保有資格との評価値の合計が高い団体の継続教育の取得単位で評価するものとする。

エ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。 ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
オ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績	
ア	過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡しが完了した同種業務に主任（管理）技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。 同種業務とは、○○○○業務とする。
イ	過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の建設部管内での業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして業務が完了し、成果品の引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の土木関係建設コンサルタント業務に、主任（管理）技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。
ウ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。
エ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
オ	業務実績については、記載する業務のTECRISの写しを添付すること。TECRISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務名、発注機関、契約金額、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。
カ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。
配置予定技術者（主任技術者）の業務成績	

ア	過去3年間の配置予定技術者（主任技術者）の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして業務が完了し、成果品の引渡しが完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）の業務成績評定点を様式7に全て記載すること。
イ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。
ウ	共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
エ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。
配置予定技術者（主任技術者）を入札時に特定できない場合	
	上記の配置予定技術者の資格等、配置予定技術者の業務実績及び配置予定技術者の業務成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとするが、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。ただし、評価においては配置予定技術者に関する評価値の合計が低い配置予定技術者で行う。 また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。
企業の業務成績	
ア	過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）の業務成績評定点を様式8に全て記載すること。
イ	共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
本店の所在地	
ア	住所又は本店の所在地について様式9に記載すること。
大規模災害時の協定締結	
ア	入札書提出日時点における和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について様式10に記載すること。
障害者雇用等への取り組み	
ア	入札書提出日時点における障害者雇用の取り組み状況について様式11に記載すること。
イ	入札書提出日から過去1年間の県内の障害者就労施設等からの物品等の購入実績について様式11に記載すること。

申告点数表

申告点数表は提案様式 1 のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。（評価内容の「業務の実施方針」【及び「評価テーマに関する技術提案】における申告点数については記入不要とする。）【標準型 I の場合】

書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次とおり取り扱う。

- ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
- ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）

当該様式の提出がない場合は失格とする。

申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については 0 点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

業務の実施方針

ア	業務の目的、内容、適用基準、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画について提案様式 2 に記載すること。
イ	提案については提案様式 2 （A4 サイズ片面）3 枚以内（業務の目的、内容、適用基準、品質確保の取り組みを併せて 1 枚以内、業務フローで 1 枚以内、工程計画で 1 枚以内）とし、フォントサイズは 10.5 ポイント以上とする。 規定を超える枚数を提出した場合は評価の対象としない。

評価テーマに関する技術提案 【標準型 I の場合】

ア	<p>提出を求める提案は下記（i）に示すとおりであり、提案様式 3 を作成し、具体的かつ簡潔に記載すること。</p> <p>提案については提案様式 3 （A4 サイズ片面）1 枚以内とし、フォントサイズは 10.5 ポイント以上とする。</p> <p>参考資料については様式自由（A4 サイズ片面）1 枚以内とする。</p> <p>なお、参考資料に記載する内容は、提案様式 3 に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。</p> <p>提案様式 3 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数での提出と判断できる場合は、提案様式 3 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 3 、 2 枚目を参考資料と判断し評価する。</p> <p>【標準型 I の場合】</p>
（i）	○○○○○○についての提案 【標準型 I の場合】

落札者決定基準

落札者決定基準は別紙一のとおりとする。

総合評価の評価項目資料 【標準型 I の場合】

		総合評価の評価項目資料は別紙一2のとおりとする。 【標準型Iの場合】
--	--	---------------------------------------

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5までの日及び8月13日から8月16までの日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部〇〇局〇〇課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部〇〇局〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式 1

技 術 提 案 提 出 書

業務番号： 年度 ○○ 第○号

業 務 名：○○業務

上記業務に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式 2 及び同種業務等の実績を証明する書類
- 2 様式 3 及び所属技術者の資格、常勤性を証明する書類
- 3 様式 4 及び県内営業所の実態を証明する書類（県外業者の場合のみ）
- 4 様式 5 及び配置予定技術者（主任技術者）の資格等を証明する書類
- 5 様式 6 及び配置予定技術者（主任技術者）の業務実績を証明する書類
- 6 様式 7
- 7 様式 8
- 8 様式 9 及び本店の所在地を証明する書類（県内業者の場合のみ）
- 9 様式 10 及び大規模災害時の協定締結を証明する書類
(該当する場合のみ)
- 10 様式 11 及び障害者雇用等への取り組み状況を証明する書類
(該当する場合のみ)

年　　月　　日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

所 在 地

商 号

代表者氏名

印

(様式 2)

N o .

同種業務等の実績調書

業者名 :

同種業務の条件	
業 務 名 称 等	業務名称
	発注機関名
	業務場所
	契約金額
	業務期間
	受注形態等
業 務 概 要	業務内容
	業務数量
	設計条件
	特記事項

※最大 3 件まで記載することができる。この場合は右肩に番号 (N o .) を記入すること。

(様式 3)

No.

所属技術者調書

業者名 : _____

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

※記載が 2 枚以上に渡る場合は、右肩に番号を記入すること。

(様式4)

県内営業所等調書

業者名 :

和歌山県内の支店、営業所等と認定された条件と相違ありません。

営業所の所在	
営業所の電話	
営業所のFAX	
営業所の常勤職員の人数	

※ 支店・営業所等登録認定通知書の写しを添付すること。

(様式 5)

配置予定技術者（主任技術者）の資格等

業者名 : _____

配置予定技術者（主任技術者）の経歴等

氏名		生年月日	
現在の居住地			
居住年数		年	月

過去 1 年以内に転居があった場合

転居前の居住地	
転居前の居住地 での居住年数	年 月

※入札書提出日時点における、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について記載すること。

※配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去 1 年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去 1 年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として住民票、住民票除票、戸籍の附票等の写しを添付すること。

（居住地が県外の場合は、添付を要しない。）

※住民票、戸籍の付票は入札書提出日以降のものに限る。

※配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。

※入札書提出日時点で雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

保有資格・継続教育（CPD）の取り組み

技術士	（部門 :	専門科目 :)
	（登録番号 :	登録年月日 :)
C	1. 日本技術士会の目標単位以上の取得有り 2. 日本技術士会の目標単位の1/2以上（目標単位未満）の取得有り 3. 日本技術士会の1/2未満若しくは取り組み無し		
D	※該当する番号に○をすること。 ※目標単位 : 50 単位/1年 又は 150 単位/3年		
RCCM	（専門技術部門 :)
	（登録番号 :	登録年月日 :)
C	1. 建設コンサルタンツ協会の目標単位以上の取得有り 2. 建設コンサルタンツ協会の目標単位の1/2以上（目標単位未満）の取得有り 3. 建設コンサルタンツ協会の1/2未満若しくは取り組み無し		
D	※該当する番号に○をすること。 ※目標単位 : 50 単位/1年		
土木学会認定技術者	（特別上級、上級又は一級技術者）	（資格分野 :)
	（登録番号 :	登録年月日 :)
C	1. 土木学会の目標単位以上の取得有り 2. 土木学会の目標単位の1/2以上（目標単位未満）の取得有り 3. 土木学会の1/2未満若しくは取り組み無し		
D	※該当する番号に○をすること。 ※目標単位 : 50 単位/1年		
その他の資格	（名称 :	登録年月日 :)

※当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

※CPDの証明書（証明期間の最終日が令和 2 年 3 月 1 日以降となるものに限る。）の写しを添付すること。

(様式 6)

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績

業者名 : _____

主任技術者氏名 : _____

同種業務の実績（過去 10 年間）

番号	業務名	発注機関	業務場所
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
業務内容			
1	○○○○業務（TECRIS登録番号）		
2			

建設部管内での業務実績（過去 10 年間）

番号	業務名	発注機関	業務場所
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
業務内容			
1	○○○○業務（TECRIS登録番号）		
2			
3			
4			
5			

※ 同種業務とは、○○○○業務とする。

※ 主任（管理）技術者として配置された業務を対象とする。

※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の 1 / 2 以上の従事期間のものに限る。

※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。

※ 共同企業体での業務実績は、出資比率 20 % 以上のものに限る。

※ 業務実績については、記載する業務のTECRISの写しを添付すること。

※ TECRISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務名、発注機関、契約金額、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

※ 入札書提出日時点で雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 7)

配置予定技術者（主任技術者）の業務成績

業者名：

技術者氏名：

番号	年度 業務番号	発注事務所等名	契約金額	業務評定点
	業務名称	業務場所	業務期間（配置期間）	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

- ※ 配置予定技術者が主任技術者として配置された業務を対象とする。
- ※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。
- ※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。
- ※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。
- ※ 過去3年間（ 年4月1日から公告の日の前日まで）に、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡しが完了した土木関係建設コンサルタント業務とする。
- ※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 8)

企業の業務成績

業者名 : _____

番号	年度 業務番号	発注事務所等名	契約金額	業務評定点
	業務名称	業務場所	業務期間	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。

※ 過去3年間（　　年4月1日から公告の日の前日まで）に、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡しが完了した土木関係建設コンサルタント業務とする。

※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式9)

本店の所在地

業者名 : _____

住所又は本店の所在地		
現所在地での営業年数	年	月

過去3年以内に住所又は本店の移転があった場合

移転前の 住所又は本店の所在地		
移転前の 所在地での営業年数	年	月

※入札書提出日時点における、住所又は本店の所在地について記載すること。

※本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去3年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として、商業登記簿抄本の写しを添付すること。

(所在地が県外の場合は、添付を要しない。)

(様式 10)

大規模災害時の協定締結

業者名 : _____

和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無	有・無
--	-----

※入札書提出日時点における、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について記載すること。

※年度途中の参加等により、緊急連絡体制表への記載が無い者については、団体からの証明書等、災害協定への参加が確認できる資料を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 1 1)

障害者雇用等への取り組み

業者名 : _____

障害者雇用への取り組み

(1) 法定義務業者（常用雇用労働者数45.5人以上）の場合	有・無
法定雇用障害者数を超える障害者雇用	
(2) 非法定義務業者（常用雇用労働者数45.5人未満）の場合	
1人以上の障害者雇用	

※ 入札書提出日時点で雇用している障害者数に基づき記載すること。

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を添付すること。

(1) 法定義務業者の場合

- 直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの、提出期限の7月15日以降は、過年度の報告書は認めない。）

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を書面による技術提案提出時に提示すること。
なお、提示書類はその場で返却する。

(1) 法定義務業者の場合

- 基準日である6月1日以降に新たに雇用した場合は、雇用した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

(2) 非法定義務業者の場合

- 雇用している方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出日時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

障害者就労施設等からの物品等の購入

県内の障害者就労施設等からの物品等購入実績（年20万円以上）	有・無
--------------------------------	-----

※ 入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入を対象とする。

※ 記載した内容が確認できる資料として、領収書の写しを添付すること。

※ 領収書は集計表等により合計金額が確認できるよう整理すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(提案様式1)【標準型Iの場合】

総合評価方式（委託業務） 申告点数表（案） 標準型I（土木関係）					
業務名					
業務場所					
予定価格					
業者名					
業者番号					
配当予定技術者（主任技術者）の氏名					
技術提案	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数
	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価		30	※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性 着目点、問題点、解決方法等の提案内容※ 実現性 及びその説得力により評価 類似実績の有無等により評価		20	
		独創性 代替案・その他提案内容の有益性により評価			
		小計			
配当予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価		※技術士、RCMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定期門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級(3人)又は一級技術者(2人) ○△分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(3人)又は一級技術者(2人) △△分野【発注案件に応じて設定】	
		①技術士	6		
		②RCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【OO土（コンクリート診断士等、案件に応じて設定）】	3		
	③上記①②以外	0			
	(2) 繼続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価			
		①団体目標単位以上の取得がある	6		
		②団体目標単位の半数以上の取得がある	3		
	③上記①②以外	0			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			
		①同種業務の実績が2件以上ある	8		
		②同種業務の実績がある	4		
	③上記①②以外	0			
	(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			
		①75点以上	6		
		②60点以上～75点未満	$6.0 \times (\text{平均点}-60.0) / 15$		
③60点未満	-6				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価				
	①75点以上	4			
	②60点以上～75点未満	$4.0 \times (\text{平均点}-60.0) / 15$			
③60点未満	-4				
	小計				
技術評価点	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価		※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5		
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5		
	③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価			
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5		
		②県内に居住している	2.5		
	③上記①②以外	0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価			
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5		
		②県内に住所又は本店を有する	2.5		
	③上記①②以外	0			
	(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価			
		①協定へ参加している	5		
	②なし	0			
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価				
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3			
②上記①以外	0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価				
	①年20万円以上の購入実績がある	1			
②上記①以外	0				
	小計				
	合計		※合計点は最高100点とする		
<small>※ 業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。 ■書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。） • 当該株式の提出がない場合は失格とする。 • 申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 • 評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 • 過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 • 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。 • 所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。 • 入札書提出日時まで雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 • 本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。</small>					

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

(提案様式1)【標準型IIの場合】

総合評価方式（委託業務） 申告点数表（案） 標準型II（土木関係）					
業務名					
業務場所					
予定価格					
業者名					
業者番号					
配置予定技術者（主任技術者）の氏名					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30		※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)
	小計				
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価			※技術士、RCCMは「入れに参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級(3-A)又は一級技術者(3-B) ○○分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(3-B)又は一級技術者(3-B) △△分野【発注案件に応じて設定】
		①技術士	10		
		②RCCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【○○士（コンサルテーション士等、案件に応じて設定）】	5		
	③上記①②以外	0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価			※目標単位： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタント協会（年50単位） 土木学会（年50単位）
		①団体目標単位以上の取得がある	10		
		②団体目標単位の半数以上の取得がある	5		
	③上記①②以外	0			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			※同種業務は○○業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①同種業務の実績が2件以上ある	14		
②同種業務の実績がある		7			
③上記①②以外	0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上	10			
	②60点以上～75点未満	10.0 × (平均点-60.0) / 15	10～0		
③60点未満	-10				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上	6			
	②60点以上～75点未満	6.0 × (平均点-60.0) / 15	6～0		
③60点未満	-6				
小計					
技術評価点	(1) 建設部管内の業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5		
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5		
	③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価			※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5		
		②県内に居住している	2.5		
	③上記①②以外	0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価			※入札書提出日から過去1年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登録簿で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5		
②県内に住所又は本店を有する		2.5			
③上記①②以外	0				
(4) 大規模災害時の協定結	大規模災害時の協定への参加について評価			※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。	
	①協定へ参加している	5			
②なし	0				
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価			※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
	①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3			
②上記①以外	0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価			※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
	①年20万円以上の購入実績がある	1			
②上記①以外	0				
小計					
合計				※合計点は最高100点とする	

- * 業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。
- ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 - ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
 - ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）
 - ・当該様式の提出がない場合は失格とする。
 - ・申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
 - ・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 - ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 - ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 - ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。
 - ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の者は評価の対象としない。
 - 【業務場所が県内一円の場合】
 - ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

(提案様式 2)

業務の実施方針

業者名 :

業務の実施方針（業務の目的、内容）							
<p>・業務を実施する目的、内容について、具体的かつ簡潔に記載すること。</p>							
業務の実施方針（適用基準）							
<p>・業務の適用基準名(使用する主な基準(図書)名)について、記載すること。</p>							
業務の実施方針（品質確保の取り組み）							
<p>・照査の目的、手法について、具体的かつ簡潔に記載すること。</p>							
業務フロー							
<p>・業務実施手順を示す業務フローについて、具体的かつ簡潔に記載すること。</p>							
工程計画							
検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	
<p>・業務量の把握状況を示す工程計画について、記載すること。</p>							

※業務の実施方針について、記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。

※提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

※提案については提案様式2（A4 サイズ片面）3枚以内（業務の目的、内容、適用基準、品質確保の取り組みを併せて1枚以内、業務フローで1枚以内、工程計画で1枚以内）とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。規定を超える枚数を提出した場合は評価の対象としない。

(提案様式 3)

評価テーマに関する技術提案

業者名 :

評価テーマ	○○○○○○についての提案
地形、環境、地域特性等	
<p>・当業務に関する地形、環境、地域特性等の把握度により評価する。</p>	
着目点、問題点、解決方法 提案内容の説得力	
<p>・当業務の履行に際しての着目点、問題点、解決方法等の提案内容及びその説得力により評価する。</p>	
<p>○ 着目点、問題点、解決方法等の提案は、提案毎に「着目点」、「問題点」、「解決方法等」を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ○ 4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。</p>	
提案内容の類似実績	
<p>・提案内容を裏付ける類似実績により評価する。 記載する類似実績は1提案につき1件までとする。 (テクリスにより提案内容が判明しにくい場合は、補足説明を参考資料等へ記載すること。) テクリス及び参考資料等から提案内容を裏付ける類似実績かどうか確認できない場合は評価しない。 4件以上の記載があった場合は記載順に初めの3件のみを評価の対象とする。</p>	
代替案・その他提案	
<p>・代替案・その他提案内容の有益性により評価する。</p>	

※評価テーマに関する技術提案の作成については、本様式（A4サイズ片面）1枚以内、フォントサイズは10.5
ポイント以上とし、具体的かつ簡潔に記載すること。
(記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。)

※参考資料については、様式自由（A4サイズ片面）1枚以内、参考資料に記載する内容は、提案様式に記載された
提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。

※提案様式3及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数での提出と判断できる場合は、提案様式3を含め
た提出順に1枚目を提案様式3、2枚目以降を参考資料と判断し、評価する。

※技術提案（評価不可と判断されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。

※提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載し
てはならない。

別紙一 1

総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型 I（土木関係）					
所 属 課 室 名： 謹					
業 務 名	〇〇 年度 〇〇 第〇〇号-〇				
業 務 場 所	〇〇地内				
予 定 價 格	10,000,000 円（税抜き）				
業 務 概 要	延長 〇〇 m 幅員〇.〇〇m (〇.〇〇) m 〇〇概略設計 〇〇m				
各 評 価 項 目 の 選 定 理 由					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/50	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性 与条件の把握度により評価（地形・環境・地域特性等） 着目点・問題点、解決方法等の提案内容※ 実現性 及びその説得力により評価 類似実績の有無等により評価	20		※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。
		独創性 代替案・その他提案内容の有益性により評価			
		小 計			/50
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価 ①技術士 6 ②R C C M 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）【〇〇土（コンサルタント等、案件に応じて設定）】 ③上記①②以外 0	3	/6	※技術士、RCMは「入札に参加するに必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級(3-A)又は一級技術者(3-A) 〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(3-B)又は一級技術者(3-B) △△分野【発注案件に応じて設定】
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価 ①団体目標単位以上の取得がある 6 ②団体目標単位の半数以上の取得がある 3 ③上記①②以外 0	6		
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価 ①同種業務の実績が2件以上ある 8 ②同種業務の実績がある 4 ③上記①②以外 0	8		※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル構造、橋梁詳細設計業務等】し、発注案件に応じて設定する。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県主導の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価 ①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 6～0 ③60点未満 -6	6		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県主導の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価 ①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 4～0 ③60点未満 -4	4		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		小 計			/30
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある 5 ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある 2.5 ③上記①②以外 0	5	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している 5 ②県内に居住している 2.5 ③上記①②以外 0	5		※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務箇所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する 5 ②県内に住所又は本店を有する 2.5 ③上記①②以外 0	5		※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本で確認） 【業務箇所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
	(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している 5 ②なし 0	5		※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。
	(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある 3 ②上記①以外 0	3		※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある 1 ②上記①以外 0	1		※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
		小 計			/24
		合 計			/104 ※合計点は最高100点とする
技術評価点	／100点				
価格評価点	／100点				
評価値	／200点				

※ ・ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 ・ 評価値は價格評価点と技術評価点の合計点とする。
 ・ 価格評価点の算出方法は、次の方法による。

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
 小数第5位を四捨五入し、4位止とする。
 ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
 ・ 過去3年間の和歌山県主導の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 ・ 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 ・ 所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。
 ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。
 【業務場所が県内一円の場合】
 ・ 本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。
 ※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

〇〇〇〇業務 における評価項目資料

<p>■評価テーマに関する 技術提案</p>	<p>(1) 〇〇〇〇〇〇についての提案 設定理由:</p>
----------------------------	------------------------------------

別紙一

総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型II（土木関係）						
所 属 課 室 名：課						
業 務 名	〇〇 年度 〇〇 第〇〇号-〇					〇〇業務
業 務 場 所	〇〇地内					
予 定 價 格	10,000,000 円（税抜き）					
業 務 概 要	延長 〇〇 m 幅員〇.〇〇m (〇.〇〇) m 〇〇概略設計 〇〇m					
各評価項目 の選定理由						
技術評価 点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
	技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/30	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)
			小計		/30	
	配置予定 技術者・ 企業の能 力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価			
			①技術士	10		
			②RCCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【〇〇士（コンクリート診断士等、案件に応じて設定）】	5	/10	※技術士、RCCMは「入れに参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級（J-7A）又は一級技術者（J-8A） 〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級（J-8）又は一級技術者（J-8B） △△分野【発注案件に応じて設定】
			③上記①②以外	0		
		(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価			
			①団体目標単位以上の取得がある	10	/10	※目標単位： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタント協会（年50単位） 土木学会（年50単位）
			②団体目標単位の半数以上の取得がある	5		
			③上記①②以外	0		
		(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			
			①同種業務の実績が2件以上ある	14	/14	※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
			②同種業務の実績がある	7		
			③上記①②以外	0		
		(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			
			①75点以上	10	/10	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
②60点以上～75点未満			10.0 × (平均点-60.0) /15	10～0		
		③60点未満	-10			
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価					
	①75点以上	6	/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	②60点以上～75点未満	6.0 × (平均点-60.0) /15	6～0			
	③60点未満	-6				
	小計		/50			
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価				
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価				
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5	/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】	
		②県内に居住している	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価				
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5	/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本で確認） 【業務場所が県内一円の場合】	
		②県内に住所又は本店を有する	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価				
		①協定へ参加している	5	/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。	
		②なし	0			
	(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価				
①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある		3	/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。		
②上記①以外		0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価					
	①年20万円以上の購入実績がある	1	/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。		
	②上記①以外	0				
	小計		/24			
	合計		/104	※合計点は最高100点とする		
技術評価点	/100点					
価格評価点	/100点					
評価値	/200点					

※ ・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 ・評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。
 ・価格評価点の算出方法は、次の方法による。
 100 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。
 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。
 【業務場所が県内一円の場合】
 ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。
 ※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

10. 建築関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式

落札者決定基準の標準例は表－5及び表－6のとおりとし、表－5は当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めるこことによって、品質向上を期待できる業務に用いる。表－6は当該業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務に用いるものとする。

表－5

標準型 I－A（建築関係）新築工事（倉庫、車庫等は除く。）で一定規模以上の場合に適用
落札者決定基準（案）

標準型 I－A（建築関係）									
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
技術提案	(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価	15	/70	※業務の理解度・取組意欲（10点）、取組体制・設計（監理）チームの特長（5.4点）、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等（4.6点）				
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価	15						
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価	5						
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度・取組意欲・取組体制・設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	20						
	的確性	与条件の把握度により評価（施設特性、周辺環境等）	15						
		着目点、問題点、解決方法等の提案内容及びその説得力により評価							
	実現性	類似実績の有無等により評価							
		独自案・その他提案内容の有益性により評価							
	小計		/70						
技術評価点	(I) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価		/4	※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術整理部門（電気・電子又は建設部門）に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械（流体工学又は熱工学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術整理部門（流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。				
		総合主任担当技術者	①一級建築士 1.6 ②二級建築士 0.8 ③木造建築士 0.4 ④上記①②③以外 0						
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 0.8 ②一級建築士 0.4 ③二級建築士 0.2 ④上記①②③以外 0						
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 0.8 ②建築設備士、一般建築士 0.4 ③一級電気工事施工管理技士 0.2 ④上記①②③以外 0						
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 0.8 ②建築設備士、一般建築士 0.4 ③一級管工事施工管理技士 0.2 ④上記①②③以外 0						
		配置予定技術者のOPD取得単位により評価							
		主任技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0						
		総合主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0						
		構造主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0						
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0						
		機械設備主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0						
配置予定技術者・企業の能力	(2) 継続教育（OPD）の取り組み	配置予定技術者の過去10年間の、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価		/5	※（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築OPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官房営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 設計実務者認定特別認定講習会については、認定時間にて割り当てる場合を評価する。 b. 100時間以上の特別認定講習会については、認定時間に2倍した値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。				
		主任技術者	①同種業務の実績がある 2.2 ②類似業務の実績がある 1.1 ③上記①②以外 0						
		総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.6 ②類似業務の実績がある 0.8 ③上記①②以外 0						
		構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0						
		電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0						
		機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0						
		配置予定技術者の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価							
		①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -4							
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価							
		①75点以上 3 ②60点以上～75点未満 3.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -3							
		小計	/20						

技術評価点 地域貢献		(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建設実績・監理実務での、主任技術者としての実績を評価	/2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	2			
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	1			
		③上記①②以外	0			
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価	/2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住居裏等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する	
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	2			
		②県内に居住している	1			
		③上記①②以外	0			
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価	/2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店で評価する。（商号登記抄本又は建築業登録登録簿で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する	
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	2			
		②県内に住所又は本店を有する	1			
		③上記①②以外	0			
(4) 大規模災害時の協定締結		大規模災害時の協定への参加について評価	①協定へ参加している	/2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。	
			②なし			
(5) 障害者雇用への取り組み		障害者雇用への取り組みについて評価	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	/1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
			②上記①以外			
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入		県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価	①年20万円以上の購入実績がある	/0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
			②上記①以外			
小計				/10		
合計				/100		
技術評価点	／100点	・評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・評価者は各自評価点と技術評価点の合計点とする。 ・評価項目得点は、次のように算出する。 例：5.0（1人一杯格、予定期間）→小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・評価者は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、建設部管内」「県内」と読み替えるものとする。				
価格評価点	／50点	【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。				
評価値	／150点					

標準型 I-B (建築関係) I-A 以外の場合に適用

落札者決定基準 (案)

標準型 I-B (建築関係)						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	30		※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(8点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(7点)	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性 与条件の把握度により評価（施設特性、周辺環境等）		/50	※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。	
		着目点、問題点、解決方法等の提案内容 [※] 及びその説得力により評価	20		※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価する。	
		実現性 類似実績の有無等により評価				
		独創性 独自案・その他提案内容の有益性により評価				
	小計			/50		
	配置予定技術者の保有する資格により評価					
	(1) 保有資格	総合主任担当技術者 ①一級建築士 2.4 ②二級建築士 1.2 ③木造建築士 0.6 ④上記①②③以外 0				
		構造主任担当技術者 ①構造設計一級建築士 1.2 ②一級建築士 0.6 ③二級建築士 0.3 ④上記①②③以外 0		/6	※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に対して評価する。	
		電気設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級電気工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0			※機械設備担当技術者の技術士は、機械（流体工学又は熱工学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。	
		機械設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級管工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0				
		配置予定技術者のCPD取得単位により評価				
		主任技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0				
		総合主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		/6	※（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官房企画部指定の証明書における取得単位を評価する。下記から示す取得単位の合計とする。 a. 営業業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。	
		構造主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0				
		電気設備主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0				
		機械設備主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0				
技術評価点	配置予定技術者・企業の能力	配置予定技術者の過去10年間の国・都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価				
		主任技術者 ①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0				
		総合主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0				
		構造主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		/8	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		電気設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0				
		機械設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0				
		配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価				
		①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -6		/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価				
		①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -4		/4	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	小計			/30		

技術評価点 地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績 (2) 技術者の居住地 (3) 本店の有無 (4) 大規模災害時の協定締結 (5) 障害者雇用への取り組み (6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5	
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5	
		③上記①②以外	0	
		配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価	/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5	
		②県内に居住している	2.5	
		③上記①②以外	0	
	住所又は本店の所在地について評価		/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本文は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
	①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5		
	②県内に住所又は本店を有する	2.5		
	③上記①②以外	0		
	大規模災害時の協定への参加について評価		/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
	①協定へ参加している	5		
	②なし	0		
	障害者雇用への取り組みについて評価		/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
	①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3		
	②上記①以外	0		
	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
	①年20万円以上の購入実績がある	1		
	②上記①以外	0		
	小 計		/24	
	合 計		/104	※合計点は最高100点とする
技術評価点	／100点	・ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・ 評価値は評価項目と技術評価点の合計点とする。 ・ 評価評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・ 計算予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・ 入札書提出日時点での雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・ 本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。		
価格評価点	／100点	【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。		
評価値	／200点			

表－6

標準型II-A（建築関係）新築工事（倉庫、車庫等は除く。）で一定規模以上の場合に適用
落札者決定基準（案）

標準型II-A（建築関係）						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価	20	/60	※業務の理解度・取組意欲(8点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(4点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(3点)	
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価	20			
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価	5			
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度・取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	15			
小計				/60		
技術評価点 配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価			※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械（流体工学又は流体力学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。	
		総合主任担当技術者	①一級建築士 2.4 ②二級建築士 1.2 ③木造建築士 0.6 ④上記①②③以外 0			
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 1.2 ②一級建築士 0.6 ③二級建築士 0.3 ④上記①②③以外 0			
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一般電気工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0			
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一般管工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0			
		配置予定技術者のCPD取得単位により評価			※（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の実行する国土交通省大臣官房官庁常務指定期の証明書における取得単位を評価する。下記からに示す取得単位の合計とする。 a. 営業業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a.以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。	
		主任技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		総合主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		構造主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		機械設備主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		主任技術者	①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0			
		総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0			
		構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0			
		電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0			
		機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0			
(4) 業務成績（技術者） (5) 業務成績（企業）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 6~0 ③60点未満 -6					
	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価					
	①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 4~0 ③60点未満 -4					
	小計			/30		

技術評価点 地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある ③上記①②以外	/2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	/2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務箇所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	/2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商登記抄本又は建築士事務所登録で確認） 【業務箇所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
	(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	/2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
	(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	/1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	/0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
	小計		/10	
	合計		/100	
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 $5.0 \times (1 - 入札価格 / 予定価格)$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 入札書提出日時点での雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務箇所が県内一円の場合】 ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。 		
価格評価点	／50点	<ul style="list-style-type: none"> 【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(3)及び(6)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。 		
評価値	／150点			

標準型II-B（建築関係）II-A以外の場合に適用
落札者決定基準（案）

標準型II-B（建築関係）						
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
	技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度・取組意欲・取組体制・設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	30	/30	※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(8点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(7点)
		小計			/30	
			配置予定技術者の保有する資格により評価			
			総合主任担当技術者	①一級建築士 4 ②二級建築士 2 ③木造建築士 1 ④上記①②以外 0		
			構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 2 ②一級建築士 1 ③二級建築士 0.5 ④上記①②以外 0		
			電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 2 ②建築設備士、一級建築士 1 ③一級電気工事施工管理技士 0.5 ④上記①②以外 0		
			機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 2 ②建築設備士、一級建築士 1 ③一級管工事施工管理技士 0.5 ④上記①②以外 0		
			配置予定技術者のCPD取得単位により評価			
			主任技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0		
			総合主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0		
			構造主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0		
			電気設備主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0		
			機械設備主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0		
			配置予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			
			主任技術者	①同種業務の実績がある 5.6 ②類似業務の実績がある 2.8 ③上記①②以外 0		
			総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 4.2 ②類似業務の実績がある 2.1 ③上記①②以外 0		
			構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0		
			電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0		
			機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0		
			配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			
			(1)75点以上 10 (2)60点以上～75点未満 10.0 × (平均点-60.0) / 15 10～0 (3)60点未満 -10		/10	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
			企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			
			(1)75点以上 6 (2)60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) / 15 6～0 (3)60点未満 -6		/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
			小計			/50

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建設設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある ③上記①②以外	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。 【商業登録簿又は建築士事務所登録簿】 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
		(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
		(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
		小計		/24	
		合計		/104	※合計点は最高100点とする
技術評価点	／100点	評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 評価値は、評価点と技術評価点の合計点とする。 評価評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{人札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 過去3年間の和歌山県発注の建設設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。			
価格評価点	／100点	※共同体で応札がある場合 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。			
評価値	／200点				

a) 留意点

- ア) 業務の実施方針に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。
- イ) 求める評価テーマは業務内容により効果的に設定することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。
- また、評価テーマに関する技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格となることがある。
- ウ) 外観デザイン及び内観デザインに係るデッサンについて、規定を超える数の提案があった場合は、様式等に掲載されている順位が上位のものから規定枚数分のみを評価の対象とし、それ以外は評価しない。
- エ) 配置予定技術者の保有資格については、各技術者に対し、以下に掲げる保有資格を評価する。

技術者区分	評価対象保有資格
総合主任担当技術者	一級建築士、二級建築士、木造建築士
構造主任担当技術者	構造設計一級建築士、一級建築士、二級建築士
電気設備主任担当技術者	設備設計一級建築士、技術士、建築設備士、一級建築士、一級電気工事施工管理技士
機械設備主任担当技術者	設備設計一級建築士、技術士、建築設備士、一級建築士、一級管工事施行管理技士

- オ) 継続教育（CPD）の取り組みについては、（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。

① 40 単位以上	満点
② 20 単位以上 40 単位未満	満点 × 0.5
③ 10 単位以上 20 単位未満	満点 × 0.25
④ 上記①②③以外	0 点

証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮し、当面の間の措置として、令和2年6月1日以降の入札公告分からは、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものを評価の対象とする。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。下記 a から c に示す取得単位の合計とする。

- a. 営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。
- b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。
- c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。

建築 CPD 運営会議へ提出する建築 CPD 実績証明書発行申請書の記載方法については、

和歌山県公共建築課のウェブページに掲載する。

カ) 過去10年間の配置予定技術者の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに業務が完成し、引渡しが完了した同種又は類似業務に主任技術者、各分野の主任担当技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

		建築設計				診断		調査・検討		監理			調査		積算	
		建築士法第3条又は同3条の2に規定する設計（①）	環境配慮契約法第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計（②）	大規模改修実施設計等（③）	小規模改修実施設計等（④）	耐震診断	建築物の環境保全性に関する診断	PFI事業に係る整備検討（財務・法務、建築計画）	ESCO事業に係る整備検討（フィージビリティ・スタディ）	工事監理	建築設計①に係る工事監理	建築設計②に係る工事監理	建築設計③に係る工事監理	建築設計④に係る工事監理	敷地調査	積算
建築設計	建築士法第3条又は同3条の2に規定する設計（①）	◎	◎													
	環境配慮契約法第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計（②）	◎	◎	◎*1												
	大規模改修実施設計等（③）	◎	◎	◎												
	小規模改修実施設計等（④）	◎	◎	◎	◎											
診断	耐震診断	●	●	●*2		◎										
	建築物の環境保全性に関する診断	●	●	●*3	●*3		◎	◎								
調査・検討	PFI事業に係る整備検討（財務・法務、建築計画）	●*4	●*4					◎								
	ESCO事業に係る整備検討（フィージビリティ・スタディ）	●	●	●*3	●*3		●	◎								
監理	建築設計①に係る工事監理	●	●							◎	◎					
	建築設計②に係る工事監理	●	●	●*5						◎	◎	◎*5				
	建築設計③に係る工事監理	●	●	●						◎	◎	◎				
	建築設計④に係る工事監理	●	●	●	●					◎	◎	◎	◎			
調査	敷地調査													◎		
積算	積算	◎*6	◎*6	◎*6	◎*6										◎	

*1：発注対象業務が、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する場合に限る。

*2：耐震改修に係るものに限る。

*3：省エネ化に係るものに限る。

*4：発注対象業務が、建築計画に係るものに限る。

*5：発注対象業務が、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る工事監理に該当する場合に限る。

*6：積算を含むものであって、積算を主任担当技術者又はこれらに準ずる立場で実施した場合に限る。

◎：同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価。

●：類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価。

同種業務は満点、類似業務は満点×0.5とする。

また、過去の実績での立場により、下記の係数を得点に乘じる。

過去の実績での立場 配置予定技術者	主任技術者 としての実績	主任担当技術者 としての実績
主任技術者	1.0	0.5
主任担当技術者	1.0	1.0 (※)

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

<標準型 I-A の例>

主任技術者の同種及び類似業務の実績の得点は、過去の実績として評価する業務が以下の条件である場合、0.5点の得点となる。

- ・実績となる業務の内容が類似業務で、総合主任担当技術者として従事していた場合
 - a) 業務内容に対する評価は1.1点となる。
 - b) 従事した立場による係数は0.5となる。

$$1.1 \times 0.5 = 0.55 \cdots \rightarrow 0.5$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

キ) 過去3年間の配置予定技術者（主任技術者）の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡しが完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型 I-A の例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、1.4点の得点となる。

$$4.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 1.466 \cdots \rightarrow 1.4$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、1.4点の得点となる。

$$4.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 1.493 \cdots \rightarrow 1.4$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、1.8点の得点となる。

$$4.0 \times (67 - 60) / 15 = 1.866 \cdots \rightarrow 1.8$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

ク) 過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1

日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、成果品の引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県国土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型I-Aの例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、1.1点の得点となる。

$$3.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 1.1$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、1.1点の得点となる。

$$3.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 1.12 \rightarrow 1.1$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、1.4点の得点となる。

$$3.0 \times (67 - 60) / 15 = 1.4$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

ヶ) 過去10年間の建設部管内での業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の建築設計・監理業務に、主任技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

コ) 配置予定技術者（主任技術者）の居住地については、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去1年内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

サ) 本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去3年内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

シ) 大規模災害時の協定締結については、入札書提出日時点において、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定へ参加している者を評価する。

現時点において、建築関係建設コンサルタント業務の場合は、(一社) 和歌山県建築士事務所協会を評価対象団体としている。

ス) 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者については、評価の対象としないものとする。

セ) 主任技術者及び総合主任担当技術者については、入札書を提出した業者に属するものに限る。

ソ) 同一人が主任技術者と各分野の主任担当技術者を兼ねた場合、又は同一人が複数分野の主任担当技術者を兼ねた場合は、重複（主任技術の保有資格とその他の主任担当技術者の保有資格の重複を含む。）して評価しない。

なお、同一人が複数の技術者を兼任している場合の評価においては、得点が大きくなる技術者のみで行うものとする。ただし、(1) 保有資格の評価においては、兼任の内容に主任技術者が含まれている場合、その技術者が兼任する全ての保有資格については評価しない。

<例：主任技術者と総合主任担当技術者が兼任の場合>

(1) 保有資格

総合主任担当技術者は得点0となる

(2) 継続教育（CPD）の取り組み

主任技術者で評価した得点とする

総合主任担当技術者は得点0となる

(3) 同種及び類似業務の実績

主任技術者で評価した得点とする

総合主任担当技術者は得点0となる

<例：総合主任担当技術者と構造主任担当技術者が兼任の場合>

(1) 保有資格

総合主任担当技術者で評価した得点とする

構造主任担当技術者は得点0となる

(2) 継続教育（CPD）の取り組み

総合主任担当技術者で評価した得点とする

構造主任担当技術者は得点0となる

(3) 同種及び類似業務の実績

総合主任担当技術者で評価した得点とする

構造主任担当技術者は得点0となる

また、兼任の得点が同一となる場合は、次に示す技術者の数字のより低い側の技術者で評価するものとする。1.主任技術者、2.総合主任担当技術者、3.構造主任担当技術者、4.電気設備主任担当技術者、5.機械設備主任担当技術者

- タ) 障害者雇用への取り組みについては、入札書提出日時点で雇用している障害者数により評価するものとし、法定義務業者（常用雇用労働者数45人以上）の場合は、法定雇用障害者数を超える障害者雇用がある者、非法定義務業者（常用雇用労働者数45人未満）の場合は、1人以上の障害者雇用がある者を評価する。
- チ) 障害者就労施設等からの物品等の購入については、入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入額により評価する。

別記参考様式－2

技術提案作成要領（案）

総合評価(建築関係)

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	○○第〇号
業務名称	○○○○業務
業務場所	○○市郡○○町村○○地内
業務概要	入札公告を参照のこと
業務期間	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式1から2、提案様式3（参考資料、類似実績資料を含む。）及び提案様式4並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型I-Aの場合】</p> <p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式1から2及び提案様式3（参考資料、類似実績資料を含む。）並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型I-Bの場合】</p> <p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式1から2及び提案様式4並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型II-Aの場合】</p> <p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式1から2及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。</p>

ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。	
【標準型II-Bの場合】	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	○○ 年 月 日 () 時 分から○○ 年 月 日 () 時 分まで
技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	同種業務等の実績調書（様式2）
ウ	所属技術者調書（様式3）
エ	配置予定技術者（主任技術者）の資格等（様式4）
オ	配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等（様式5）
カ	配置予定技術者（主任技術者）の業務実績（様式6）
キ	配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績（様式7）
ク	配置予定技術者（主任技術者）の業務成績（様式8）
ケ	企業の業務成績（様式9）
コ	本店の所在地（様式10）
サ	大規模災害時の協定締結（様式11）
シ	障害者雇用等への取り組み（様式12）
ス	申告点数表（提案様式1）
セ	業務の実施方針※及び建設費の縮減【※標準型I-A, II-Aの場合】（提案様式2）
ソ	評価テーマに関する技術提案（提案様式3）【標準型I-A, I-Bの場合】
タ	外観デザイン・内観デザイン（提案様式4）【標準型I-A, II-Aの場合】
様式のサイズはA4判縦（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。	
技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある1から○の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。	
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。	
また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。	
ただし、提案様式1から2（添付資料を除く）、提案様式3（参考資料及び類似実績資料を含む）及び提案様式4は入札時に提出するものとする。	
【標準型I-Aの場合】	

発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。

また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。

ただし、提案様式1から2及び提案様式3（参考資料及び類似実績資料を含む）は入札時に提出するものとする。

【標準型I-Bの場合】

発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。

また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。

ただし、提案様式1から2及び提案様式4は入札時に提出するものとする。

【標準型II-Aの場合】

発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。

また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。

ただし、提案様式1から2は入札時に提出するものとする。

【標準型II-Bの場合】

技術提案の内容に関する留意事項

同種業務等の実績

ア

〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し成果品の引き渡しが完了した、建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。

建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績がなく、一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて業務実績同等能力認定通知書の写しとすることができる。

【区分Bの場合】

ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した〇〇による〇〇業務と同種業務の実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>ただし、事業協同組合等の実績については、士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた事務所である組合員が元請として受注したものについても、元請としての同種業務の実績とみなす。</p> <p>同種業務とは、〇〇</p> <p>実績を有しない者で、当該業務における高度技術業務認定審査部会で実績を有する者と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて同種業務実績同等能力認定通知書の添付とすることができる。</p> <p>【区分C1、C2の場合】</p>
イ	記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いたPUBDIS業務カルテ等の書類を添付すること。
所属技術者	
ア	<p>所属する一級建築士を様式3Aに2名以上記載すること。</p> <p>【区分Bの場合】</p>
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・単体の場合 <p>所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士を様式3Dに記載すること。</p> <p>一級建築士を2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上となる人数分を記載すること。</p> ・共同体の場合 <p>代表者の構成員及び県内に本店を有しない構成員</p> <p>所属する一級建築士を様式3Bに20名以上記載すること。</p> <p>県内に本店を有する代表者以外の構成員</p> <p>所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士について様式3Dに記載すること。</p> <p>一級建築士を2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上となる人数分を記載すること。</p> <p>【区分C1の場合】</p>
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・単体の場合 <p>所属する一級建築士を様式3Bに20名以上記載すること。</p> <p>事業協同組合等の場合は、所属する一級建築士を様式3C（事業協同組合等用）に50名以上記載すること。</p> ・共同体の場合

	<p>代表者の構成員及び県内に本店を有しない構成員 所属する一級建築士を様式3Bに20名以上記載すること。 県内に本店を有する代表者以外の構成員 所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士について様式3Dに記載すること。 一級建築士を2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上となる人数分を記載すること。</p> <p>【区分C2の場合】</p>
イ	記載した建築士の資格が確認できる免許証等の写しを添付すること。
ウ	事業協同組合等の場合は、定款の写しを添付すること。 【区分C1、C2の場合】
エ	記載した建築士の常勤性が確認できる資料として、下記a～dのいずれかの写しを添付すること。なお、記載した一級建築士が建築士法第24条による管理建築士である場合は、建築士法第23条の2による建築士事務所の登録申請書（登録番号、登録年月日及び管理建築士名の記載があるもの）の写しでも可とする。
a	健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
b	住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
c	県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
d	県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、入札書を提出した日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等
配置予定技術者（主任技術者）の資格等	
ア	当該業務に配置予定の主任技術者について、氏名等を様式4に記載し、配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。
イ	当該業務に配置予定の主任技術者について、居住地を様式4に記載すること。
ウ	継続教育（CPD）の認証について、様式4に記載し、証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。

	<p>(公財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 40 単位以上</td><td>満点</td></tr> <tr> <td>② 20 単位以上 40 単位未満</td><td>満点 × 0.5</td></tr> <tr> <td>③ 10 単位以上 20 単位未満</td><td>満点 × 0.25</td></tr> <tr> <td>④ 上記①②③以外</td><td>0 点</td></tr> </table> <p>証明書は、証明期間の最終日が令和 2 年 3 月 1 日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。下記 a から c に示す取得単位の合計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に 3 を乗じた値を取得単位とする。 b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に 2 を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。 <p>建築 CPD 運営会議へ提出する建築 CPD 実績証明書発行申請書の記載方法については、和歌山県公共建築課のウェブページに掲載する。</p>	① 40 単位以上	満点	② 20 単位以上 40 単位未満	満点 × 0.5	③ 10 単位以上 20 単位未満	満点 × 0.25	④ 上記①②③以外	0 点
① 40 単位以上	満点								
② 20 単位以上 40 単位未満	満点 × 0.5								
③ 10 単位以上 20 単位未満	満点 × 0.25								
④ 上記①②③以外	0 点								
エ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。 ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。								
オ	雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。								
配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等									
ア	当該業務に配置予定の各分野の主任担当技術者について、氏名、保有している資格等を様式 5 に記載し、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、総合主任担当技術者については、常勤性が確認できる書類を添付すること。								
イ	継続教育（CPD）の認証について、様式 5 に記載し、証明書（証明期間は 1 年間で、証明期間の最終日が令和 2 年 3 月 1 日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。 (公財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。								

① 40 単位以上	満点
② 20 単位以上 40 単位未満	満点 × 0.5
③ 10 単位以上 20 単位未満	満点 × 0.25
④ 上記①②③以外	0 点

証明書は、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。下記 a から c に示す取得単位の合計とする。

- a. 営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。
- b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。
- c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。

建築 CPD 運営会議へ提出する建築 CPD 実績証明書発行申請書の記載方法については、和歌山県公共建築課のウェブページに掲載する。

ウ	当該業務に配置予定の各分野の主任担当技術者（構造主任担当技術者・電気設備主任担当技術者・機械設備主任担当技術者）について、所属事務所名を様式5に記載すること。
エ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。 ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
オ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。（総合主任担当技術者のみ）

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績

ア	<p>過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに完成し、引渡しが完了した同種又は類似業務に主任技術者又は各分野の主任担当技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。</p> <p>同種業務とは、○○○○業務とする。</p> <p>類似業務とは、○○○○業務とする。</p> <p>同種業務は満点、類似業務は満点 × 0.5 とする。</p> <p>また、過去の実績での立場により、下記の係数を得点に乘じる。</p> <table border="1"> <tr> <td>主任技術者としての実績</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>主任担当技術者としての実績</td><td>0.5</td></tr> </table>	主任技術者としての実績	1.0	主任担当技術者としての実績	0.5
主任技術者としての実績	1.0				
主任担当技術者としての実績	0.5				
イ	過去10年間の建設部管内での業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の建築設計・監理業務に、主任技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。				

ウ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。				
エ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。				
オ	業務実績については、記載する業務のPUBDISの写しを添付すること。PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。				
カ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。				
配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績					
ア	<p>過去10年間の配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに完成し、引渡しが完了した同種又は類似業務に主任技術者又は各分野の主任担当技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式7に記載すること。</p> <p>同種業務とは、○○○○業務とする。</p> <p>類似業務とは、○○○○業務とする。</p> <p>同種業務は満点、類似業務は満点×0.5とする。</p> <p>また、過去の実績での立場により、下記の係数を得点に乗じる。</p> <table border="1"> <tr> <td>主任技術者又はこれに準ずる立場</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>主任担当技術者又はこれに準ずる立場</td><td>1.0（＊）</td></tr> </table> <p>※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。</p>	主任技術者又はこれに準ずる立場	1.0	主任担当技術者又はこれに準ずる立場	1.0（＊）
主任技術者又はこれに準ずる立場	1.0				
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	1.0（＊）				
イ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。				
ウ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。				
エ	業務実績については、記載する業務のPUBDISの写しを添付すること。PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。				
オ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。（総合主任担当技術者のみ）				
配置予定技術者（主任技術者）の業務成績					

ア	過去3年間の配置予定技術者の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）の業務成績評盘点を様式8に全て記載すること。
イ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績も対象とし、原則として、業務期間の1／2以上の従事期間のものに限る。
ウ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
エ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。
配置予定技術者（主任技術者等）を入札時に特定できない場合	
	上記の配置予定技術者の資格等、配置予定技術者の業務実績及び配置予定技術者の業務成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとするが、評価においては、想定する配置技術者の組合せの中で評価点の合計が最も低くなる点数を提案様式1に記載すること。また、様式4、様式6、様式8については、全ての候補者について各様式1枚とするが、様式5、様式7については、想定する配置技術者の組合せ毎に各様式1枚とする。なお、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の添付資料を提出すること。
企業の業務成績	
ア	過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）の業務成績評定点を様式9に全て記載すること。
イ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
本店の所在地	
ア	住所又は本店の所在地について様式10に記載すること。
大規模災害時の協定締結	
ア	入札書提出日時点における和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について様式11に記載すること。
障害者雇用等への取り組み	
ア	入札書提出日時点における障害者雇用の取り組み状況について様式12に記載すること。
イ	入札書提出日から過去1年間の県内の障害者就労施設等からの物品等の購入実績について様式12に記載すること。

申告点数表

※【標準型 I-A の場合】

申告点数表は提案様式1のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「外観デザイン」、「内観デザイン」、「建設費の縮減」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」における申告点数については記入不要とする。）

※【標準型 I-B の場合】

申告点数表は提案様式1のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「業務の実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」における申告点数については記入不要とする。）

※【標準型 II-A の場合】

申告点数表は提案様式1のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「外観デザイン」、「内観デザイン」、「建設費の縮減」及び「業務の実施方針」における申告点数については記入不要とする。）

※【標準型 II-B の場合】

申告点数表は提案様式1のとおりとする。各評価内容についての申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「業務の実施方針」における申告点数については記入不要とする。）

書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次とおり取り扱う。

①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。

②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）

当該様式の提出がない場合は失格とする。

申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

外観デザイン・内観デザイン【標準型 I-A、II-Aの場合】

- ・外観及び内観のデザインコンセプト並びに木材利用方針について示した無彩色の簡易なデッサンを記載すること。

- ・簡易なデッサンの描画方法は、フリーハンド等自由とする。

- ・簡易なデッサンは、外観デザイン（建物全体がイメージできるものとする。）・内観デザイン共1面とし、それぞれにデザインコンセプトを簡潔に記述すること。

また、木材を使用する場合においては、その利用方針も簡潔に記述すること。

- ・外観デザイン、内観デザイン毎にA4判（縦、横は問わない。）1枚の提案とする。

- ・提案は、提案様式4にPDF形式、白黒データ、Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンとすること。

	※ 提出データは、発注者側でモノクロレーザープリンターで出力します。
建設費の縮減【標準型 I - A、 II - Aの場合】	
	建築設計業務委託特記仕様書 第1章 業務委託 6 設計与条件（3）建設の条件 ア予定工事費に対し、技術提案内容を反映した上で工事費の縮減を検討し、必要となる建設工事費を提案様式2に記載すること。
業務の実施方針	
ア	業務の理解度・取組意欲、取組体制・設計チームの特長、特に重視する設計上の配慮事項について提案様式2に記載すること。
イ	提案については提案様式2（A4サイズ片面）3枚以内（業務の理解度・取組意欲、取組体制・設計チームの特長、特に重視する設計上の配慮事項の各項目毎に1枚以内）とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。
評価テーマに関する技術提案 【標準型 I の場合】	
ア	<p>提出を求める提案は下記（i）に示すとおりであり、提案様式3を作成し、具体的かつ簡潔に記載すること。</p> <p>提案については提案様式3（A4サイズ片面）1枚以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。</p> <p>参考資料については様式自由（A4サイズ片面）1枚以内とする。</p> <p>なお、参考資料に記載する内容は、提案様式3に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。</p> <p>提案様式3及び参考資料それぞれについて、規定を越える枚数での提出と判断できる場合は、提案様式3を含めた提出順に1枚目を提案様式3、2枚目を参考資料と判断し評価する。</p> <p>【標準型 I の場合】</p>
イ	<p>様式に記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。</p> <p>技術提案（評価不可と判断されたものを除く）は、全て履行義務を負うものとする。</p> <p>提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。</p> <p>【標準型 I の場合】</p>
ウ	<p>提案内容の類似実績を記載した場合は、以下の類似実績資料を必ず添付すること。</p> <p>類似実績資料：様式自由（A4サイズ片面）、枚数制限はなし。類似実績資料は業務の実施が確認できる資料（業務がPUBDISに登録されている場合は、PUBDIS登録業務名称、PUBDIS等登録されていない場合は契約書の写し（発注者、業務名称、業務場所等が判読できる部分））及び類似実績に提案内容が反映されていることが確認出来る資料（図面等）とし、参考資料とは別葉とする。</p> <p>類似実績資料のみに記載された提案は評価の対象としない。</p> <p>【標準型 I の場合】</p>
(i)	○○○○○○についての提案 【標準型 I の場合】

落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙－1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料 【標準型Iの場合】	
	総合評価の評価項目資料は別紙－2のとおりとする。 【標準型Iの場合】

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部○○局○○課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部○○局○○課 電話 ○○○-○○○○-○○○○

様式 1

技 術 提 案 提 出 書

業務番号： 年度 ○○ 第○号
業務名：○○業務

上記業務に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式 2 及び同種業務等の実績を証明する書類
- 2 様式 3 及び所属技術者の資格、常勤性を証明する書類
- 3 様式 4 及び配置予定技術者（主任技術者）の資格等を証明する書類
- 4 様式 5 及び配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等を証明する書類
- 5 様式 6 及び配置予定技術者（主任技術者）の業務実績を証明する書類
- 6 様式 7 及び配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績を証明する書類
- 7 様式 8
- 8 様式 9
- 9 様式 10 及び本店の所在地を証明する書類（県内業者の場合のみ）
- 10 様式 11 及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 11 様式 12 及び障害者雇用等への取り組み状況を証明する書類（該当する場合のみ）

【10】【共同体の場合】

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱（平成 29 年 9 月 19 日施行）に基づく「営繕工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書（共同体）」別記第 1 号様式（該当する場合のみ）

【11】【共同体の場合】

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱（平成 29 年 9 月 19 日施行）に基づく「設計（監理）共同体協定書」別記第 2 号様式の写し（該当する場合のみ）

年　　月　　日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

所 在 地

商 号

代表者氏名

印

同種業務等の実績調書

業者名 :

同種業務の条件		
業 務 名 称 等	業務名称	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	業務期間	
	受注形態等	
業 務 概 要	建築物用途	
	構造・階数	
	建築面積、延べ面積	建築面積 m^2
	設計概要	延べ面積 m^2

※最大3件まで記載することができる。この場合は右肩に番号（No.）を記入すること。

所属技術者調書

業者名 : _____

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

所属技術者の氏名		生年月日	年 月 日
資格・免許等			

※記載が 2 枚以上に渡る場合は、右肩に番号を記入すること。

所属技術者調書

業者名: _____

所属建築士事務所名: _____

共同体での応札の場合代表者又は代表者以外の構成員の別を記載: _____

	氏 名	生年月日	一級建築士登録番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			

※所属している一級建築士20名以上について記載すること。人数により適宜欄を増減すること。この場合は右肩に番号(No.)を記入すること。

(様式3C)

(事業協同組合等用)

No._____

所属技術者調書

組合名: _____

	登録事務所名	氏 名	生年月日	一級建築士登録番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				

※登録事務所に所属している一級建築士50名以上について記載すること。人数により適宜欄を増減すること。この場合は右肩に番号(No.)を記入すること。

所属技術者調書

業者名: _____

所属建築士事務所名: _____

	氏 名	生年月日	一級・ 二級・木造 の別	建築士登録番号	ポイント
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	合計				

所属している一級・二級・木造建築士について記載すること。

ポイントについては、一級建築士を1ポイント二級建築士・木造建築士を0.5ポイントとして計算する。

人数により適宜欄を増減すること。この場合は右肩に番号(No.)を記入すること。

(様式4)

配置予定技術者（主任技術者）の資格等

業者名：_____

配置予定技術者（主任技術者）の経歴等

氏名		生年月日	
現在の居住地			
居住年数		年	月

過去1年以内に転居があった場合

転居前の居住地	
転居前の居住地 での居住年数	年 月

※入札書提出日時点における、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について記載すること。

※配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去1年
以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去1年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として住民票、住民票除票、戸籍の附票等の写しを添付すること。

（居住地が県外の場合は、添付を要しない。）

※住民票、戸籍の付票は入札書提出日以降のものに限る。

※配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。

※入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

継続教育（CPD）の取り組み

有・無	取得単位（　　）
-----	----------

※CPDの証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。

(様式 5)

配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等

業者名 : _____

配置予定技術者（総合主任担当技術者）

氏名	生年月日	
保有資格	資格名 :	登録番号 :
継続教育（CPD） の取り組み	有・無	取得単位（ ）

配置予定技術者（構造主任担当技術者）

氏名	生年月日	
所属事務所名		
保有資格	資格名 :	登録番号 :
継続教育（CPD） の取り組み	有・無	取得単位（ ）

配置予定技術者（電気設備主任担当技術者）

氏名	生年月日	
所属事務所名		
保有資格	資格名 :	登録番号 :
継続教育（CPD） の取り組み	有・無	取得単位（ ）

配置予定技術者（機械設備主任担当技術者）

氏名	生年月日	
所属事務所名		
保有資格	資格名 :	登録番号 :
継続教育（CPD） の取り組み	有・無	取得単位（ ）

※配置予定技術者の常勤性が確認できる書類を添付すること。（総合主任担当技術者のみ）

※雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。（総合主任担当技術者のみ）

※当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

※技術士の場合は、保有資格の欄に部門及び分野も記載すること。

※CPDの証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。

(様式 6)

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績

業者名：

主任技術者氏名：

同種又は類似業務の実績（過去 10 年間）

番号	業務年度・番号、業務名 契約金額（円） 業務内容	業務場所 従事役職
1	○○年度 ○○号 ○○○○業務 (PUBDIS登録番号)	

建設部管内での業務実績（過去 10 年間）

番号	業務年度・番号、業務名 契約金額（円） 業務内容	業務場所 従事役職
1	○○年度 ○○号 ○○○○業務 (PUBDIS登録番号)	
2		
3		
4		
5		

※ 同種業務とは、○○○○業務とする。

※ 類似業務とは、○○○○業務とする。

※ 同種又は類似業務の実績については、主任技術者又は各分野の主任担当技術者として配置された業務を対象とする。

※ 建設部管内での業務実績については、主任技術者として配置された業務を対象とする。

※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の 1/2 以上の従事期間のものに限る。

※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。

※ 共同企業体での業務実績は、出資比率 20% 以上のものに限る。

※ 業務実績については、記載する業務の PUBDIS の写しを添付すること。

※ PUBDIS に登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、契約金額、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。

※ 雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 7)

配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績

業者名 : _____

同種又は類似業務の実績（過去 10 年間）（総合主任担当技術者）

番号	業務年度・番号、業務名 契約金額（円）	業務場所 業務期間（配置期間）	従事役職
	業務内容		
1	○○年度 ○○号 ○○○○業務（PUBDIS登録番号）		

同種又は類似業務の実績（過去 10 年間）（構造主任担当技術者）

1	○○年度 ○○号 ○○○○業務（PUBDIS登録番号）		

同種又は類似業務の実績（過去 10 年間）（電気主任担当技術者）

1	○○年度 ○○号 ○○○○業務（PUBDIS登録番号）		

同種又は類似業務の実績（過去 10 年間）（機械主任担当技術者）

1	○○年度 ○○号 ○○○○業務（PUBDIS登録番号）		

- ※ 同種業務とは、○○○○業務とする。
- ※ 類似業務とは、○○○○業務とする。
- ※ 主任技術者又は各分野の主任担当技術者として配置された業務を対象とする。
- ※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の 1／2 以上の従事期間のものに限る。
- ※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。
- ※ 共同企業体での業務実績は、出資比率 20% 以上のものに限る。
- ※ 業務実績については、記載する業務のPIBDISの写しを添付すること。
- ※ PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。
- ※ 雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については評価の対象としないものとする。（総合主任担当技術者のみ）

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 8)

配置予定技術者（主任技術者）の業務成績

業者名：

主任技術者氏名：

番号	年度 業務番号	業務場所	契約金額	業務評定点
	業務名称		業務期間（配置期間）	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

- ※ 配置予定技術者（主任技術者）が主任技術者として配置された業務を対象とする。
- ※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の 1／2 以上の従事期間のものに限る。
- ※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。
- ※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。
- ※ 過去 3 年間（○○年 4 月 1 日から公告の日の前日まで）に完成し、引渡しが完了した建築設計・監理業務とする。
- ※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めではない場合は小数第 1 位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第 1 位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 雇用期間が 3 ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。
- ※ 共同企業体での業務成績は、出資比率 20 % 以上のものに限る。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 9)

企業の業務成績

業者名 : _____

番号	年度 業務番号	業務場所	契約金額	業務評定点
	業務名称		業務期間	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。

※ 過去3年間（○○年4月1日から公告の日の前日まで）に完成し、引渡しが完了した建築設計・監理業務とする。

※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

※ 共同企業体での業務成績は、出資比率20%以上のものに限る。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 10)

本店の所在地

業者名 : _____

住所又は本店の所在地		
現所在地での営業年数	年	月

過去 3 年以内に住所又は本店の移転があった場合

移転前の 住所又は本店の所在地		
移転前の 所在地での営業年数	年	月

※入札書提出日時点における、住所又は本店の所在地について記載すること。

※本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去 3 年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去 3 年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として、商業登記簿抄本の写し又は建築士事務所登録を確認できるものを添付すること。(所在地が県外の場合は、添付を要しない。)

(様式 1 1)

大規模災害時の協定締結

業者名 : _____

和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無	有・無
--	-----

※入札書提出日時点における、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について記載すること。

※年度途中の参加等により、緊急連絡体制表への記載が無い者については、団体からの証明書等、災害協定への参加が確認できる資料を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 12)

障害者雇用等への取り組み

業者名 : _____

障害者雇用への取り組み

(1)法定義務業者（常用雇用労働者数45.5人以上）の場合	有・無
法定雇用障害者数を超える障害者雇用	
(2)非法定義務業者（常用雇用労働者数45.5人未満）の場合	1人以上の障害者雇用

※ 入札書提出日時点で雇用している障害者数に基づき記載すること。

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を添付すること。

(1)法定義務業者の場合

- ・直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの、提出期限の7月15日以降は、過年度の報告書は認めない。）
- ・基準日である6月1日以降に新たに雇用した場合は、雇用した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

(2)非法定義務業者の場合

- ・雇用している方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出日時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

障害者就労施設等からの物品等の購入

県内の障害者就労施設等からの物品等購入実績（年20万円以上）	有・無
--------------------------------	-----

※ 入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入を対象とする。

※ 記載した内容が確認できる資料として、領収書の写しを添付すること。

※ 領収書は集計表等により合計金額が確認できるよう整理すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(提案様式 1) 【標準型 I-A の場合】

総合評価方式 (委託業務) 申告点数表 (案) 標準型 I-A (建築関係)					
業務名	年度 ○○ 第〇〇号—○				
業務場所	○地内				
予定価格	¥○○.○○○.○○○(税抜き)				
業者名					
業者番号					
配置予定技術者氏名	主任技術者		総合主任担当技術者		
	構造主任担当技術者		電気設備主任担当技術者		
	機械設備主任担当技術者				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告得点	備考
	(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価	15		
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価	15		
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価	5		
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等について評価	20		※業務の理解度・取組意欲(10点)、取組体制・設計(監理)チームの特長(5.4点)、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等(4.6点)
	技術提案	的確性	与条件の把握度により評価(施設特性、周辺環境等)		
		着目点、問題点、解決方法等の提案内容 ^④ 及びその説得力により評価	15		※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大4提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみ評価する。
		実現性	類似実績の有無等により評価		
	(5) 評価テーマに関する技術提案	独創性	独自案・その他提案内容の有無等により評価		
		小計			
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価			
		総合主任担当技術者	①一級建築士 1.6 ②二級建築士 0.8 ③未達建築士 0.4 ④上記①②③以外 0		
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 0.8 ②一級建築士 0.4 ③二級建築士 0.2 ④上記①②③以外 0		※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門(電気・電子又は建設部門)に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械(流体工学又は熱工学)、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門(流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学)について評価する。
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 0.8 ②建築設備士、一級建築士 0.4 ③一級電気工事施工管理技士 0.2 ④上記①②③以外 0		
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 0.8 ②建築設備士、一級建築士 0.4 ③一級管工事施工管理技士 0.2 ④上記①②③以外 0		
		配置予定技術者のCPD取得単位により評価			
		主任技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0		
	(2) 繰続教育(CPD)の取り組み	総合主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0		※(公財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の執行する国土交通省大臣官房官房常勤部指定の证明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 常勤業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。
		構造主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0		
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 0.8 ②20単位以上40単位未満 0.4 ③10単位以上20単位未満 0.2 ④10単位未満 0		
(3) 同種及び類似業務の実績	(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			
		主任技術者	①同種業務の実績がある 2.2 ②類似業務の実績がある 1.1 ③上記①②以外 0		
		総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.6 ②類似業務の実績がある 0.8 ③上記①②以外 0		
		構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0		
		電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0		
		機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0		
		過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。			
	(4) 業務成績(技術者)	配置予定技術者(主任技術者)の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			
		①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 $4.0 \times (\text{平均点}-60.0) / 15$ 4～0 ③60点未満 -4			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			
(5) 業務成績(企業)	(5) 業務成績(企業)	①75点以上 3 ②60点以上～75点未満 $3.0 \times (\text{平均点}-60.0) / 15$ 3～0 ③60点未満 -3			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		小計			

業者名		業者番号	
-----	--	------	--

技術評価点 地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等登録の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価		
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	1	
	③上記①②以外	0		
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業者については、①若しくは③により評価する
		②県外に居住している	1	
③上記①②以外	0			
(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価			
	①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録簿で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業者については、①若しくは③により評価する	
	②県内に住所又は本店を有する	1		
③上記①②以外	0			
(4) 大規模災害時の協定への参加について評価	大規模災害時の協定への参加について評価			
	①協定へ参加している	2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。	
②なし	0			
(5) 障害者雇用への取り組みについて評価	障害者雇用への取り組みについて評価			
	①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
	②上記①以外	0		
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価			
	①年20万円以上の購入実績がある	0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
	②上記①以外	0		
小計				
合計				

* 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。
 * 業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。
 * 書面による技術提案を認めた結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容に修正の上、評価する。
 ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）
 * 当該評価がない場合は0点とする。
 * 申告点数が記載されていない（空白や確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計では合計の申告点数に誤りがあった場合を含む。
 * 評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 * 過去3年間の和歌山県登録の建築設計・工事監理業務での業務実績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 * 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1,000万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 * 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。
 * 配置予定技術者の氏名については、全ての候補者の氏名を記載する。

【業務場所が県内一円の場合】
 * 本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

【共同体で応札がある場合】
 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。
 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。

【標準型 I-Aの場合】

(提案様式 1) 【標準型 I-B の場合】

総合評価方式（委託業務） 申告点数表（案） 標準型 I-B（建築関係）				
業務名	年度 ○○ 第〇〇号—○			
業務場所	○○地内			
予定価格	¥OO,OOO,OOO(税抜き)			
業者名				
業者番号				
配置予定技術者の氏名	主任技術者			総合主任担当技術者
	構造主任担当技術者			電気設備主任担当技術者
	機械設備主任担当技術者			
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告得点
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等について評価	30	※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計(監理)チームの特長(8点)、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等(7点)
	(2) 評価テーマに関する技術提案	着目点、問題点、解決方法等の提案内容 [※] 及びその説得力により評価 実現性 類似実績の有無等により評価 独創性 独自案・その他提案内容の有益性により評価	20	
		小計		
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価		
		総合主任担当技術者 ①一級建築士 2.4 ②二級建築士 1.2 ③木造建築士 0.6 ④上記①②③以外 0		
		構造主任担当技術者 ①構造設計一級建築士 1.2 ②二級建築士 0.6 ③三級建築士 0.3 ④上記①②③以外 0		
		電気設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③二級電気工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0		
		機械設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③二級機械工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0		
		配置予定技術者のOPD取得単位により評価		
		主任技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		総合主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		構造主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		電気設備主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
配置予定技術者・企業の能力	(2) 繼続教育(CPD)の取り組み	機械設備主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価		
		主任技術者 ①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0		
		総合主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0		
		構造主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		
		電気設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		
		機械設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		
		配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価		
		①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -6		
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価		
(5) 業務成績（企業）	(4) 業務成績（技術者）	①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -4		
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価		
		①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -4		
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価		
		①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -4		
小計				

業者名	業者番号																																																																																					
技術評価点 地域貢献	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(1) 建設部管内での業務実績</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: right; font-size: small;">※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">③上記①②以外</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(2) 技術者の居住地</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">①業務箇所と同一の建設部管内に居住している</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: right; font-size: small;">※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">②県内に居住している</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">③上記①②以外</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(3) 本店の有無</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">住所又は本店の所在地について評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: right; font-size: small;">※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録簿で確認） 【業務場所が県内一円の場合】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">②県内に住所又は本店を有する</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">③上記①②以外</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(4) 大規模災害時の協定締結</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">大規模災害時の協定への参加について評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">①協定へ参加している</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: right; font-size: small;">※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">②なし</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(5) 障害者雇用への取り組み</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">障害者雇用への取り組みについて評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: right; font-size: small;">※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">②上記①以外</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">①年20万円以上の購入実績がある</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: right; font-size: small;">※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">②上記①以外</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">小計</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">合計</td> </tr> </table>			(1) 建設部管内での業務実績		配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある		5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある		2.5	③上記①②以外		0	(2) 技術者の居住地		配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している		5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】	②県内に居住している		2.5	③上記①②以外		0	(3) 本店の有無		住所又は本店の所在地について評価		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する		5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録簿で確認） 【業務場所が県内一円の場合】	②県内に住所又は本店を有する		2.5	③上記①②以外		0	(4) 大規模災害時の協定締結		大規模災害時の協定への参加について評価		①協定へ参加している		5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。	②なし		0	(5) 障害者雇用への取り組み		障害者雇用への取り組みについて評価		①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある		3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	②上記①以外		0	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入		県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		①年20万円以上の購入実績がある		1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	②上記①以外		0	小計				合計			
	(1) 建設部管内での業務実績		配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価																																																																																			
	①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある		5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。																																																																																		
	②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある		2.5																																																																																			
	③上記①②以外		0																																																																																			
	(2) 技術者の居住地		配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価																																																																																			
	①業務箇所と同一の建設部管内に居住している		5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】																																																																																		
	②県内に居住している		2.5																																																																																			
	③上記①②以外		0																																																																																			
	(3) 本店の有無		住所又は本店の所在地について評価																																																																																			
①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する		5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録簿で確認） 【業務場所が県内一円の場合】																																																																																			
②県内に住所又は本店を有する		2.5																																																																																				
③上記①②以外		0																																																																																				
(4) 大規模災害時の協定締結		大規模災害時の協定への参加について評価																																																																																				
①協定へ参加している		5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。																																																																																			
②なし		0																																																																																				
(5) 障害者雇用への取り組み		障害者雇用への取り組みについて評価																																																																																				
①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある		3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。																																																																																			
②上記①以外		0																																																																																				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入		県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価																																																																																				
①年20万円以上の購入実績がある		1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。																																																																																			
②上記①以外		0																																																																																				
小計																																																																																						
合計																																																																																						

※ 評価項目・評点については、案件ごとに定めるものとする。
 ・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。
 ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
 ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）
 ・当該株式の提出がない場合は失格とする。
 ・申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
 ・過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。
 ・配置予定技術者の氏名については、全ての候補者の氏名を記載する。

【業務場所が県内一円の場合】
 ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

【共同体で応札がある場合】
 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。
 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。

【標準型I-Bの場合】

(提案様式 1) 【標準型 II-A の場合】

総合評価方式（委託業務）申告点数表（案） 標準型 II-A（建築関係）				
業務名	年度 ○○ 第〇〇号—○			
業務場所	○○地内			
予定価格	V〇〇.〇〇〇,〇〇〇(税抜き)			
業者名				
業者番号				
配置予定技術者の氏名	主任技術者			総合主任担当技術者
	構造主任担当技術者			電気設備主任担当技術者
	機械設備主任担当技術者			
評価項目 技術提案	評価内容	評価基準	配点	申告点数
	(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価	20	
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価	20	
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価	5	
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等について評価	15	
小計				
技術評価点 配置予定技術者・企業の能力	配置予定技術者の保有する資格により評価			
	総合主任担当技術者			
	①一級建築士	2.4		
	②二級建築士	1.2		
	③木造建築士	0.6		
	④上記①②③以外	0		
	構造主任担当技術者			
	①構造設計一級建築士	1.2		
	②一級建築士	0.6		
	③二級建築士	0.3		
	④上記①②③以外	0		
	電気設備主任担当技術者			
	①設備設計一級建築士、技術士	1.2		
	②建築設備士、一級建築士	0.6		
	③一級電気工事施工管理技士	0.3		
	④上記①②③以外	0		
	機械設備主任担当技術者			
	①設備設計一級建築士、技術士	1.2		
	②建築設備士、一級建築士	0.6		
	③一級電気工事施工管理技士	0.3		
	④上記①②③以外	0		
	配置予定技術者のCPD取得単位により評価			
	主任技術者			
	①40単位以上	1.2		
	②20単位以上40単位未満	0.6		
	③10単位以上20単位未満	0.3		
	④10単位未満	0		
	総合主任担当技術者			
	①40単位以上	1.2		
	②20単位以上40単位未満	0.6		
	③10単位以上20単位未満	0.3		
	④10単位未満	0		
	構造主任担当技術者			
	①40単位以上	1.2		
	②20単位以上40単位未満	0.6		
	③10単位以上20単位未満	0.3		
	④10単位未満	0		
	電気設備主任担当技術者			
	①40単位以上	1.2		
	②20単位以上40単位未満	0.6		
	③10単位以上20単位未満	0.3		
	④10単位未満	0		
	機械設備主任担当技術者			
	①40単位以上	1.2		
	②20単位以上40単位未満	0.6		
	③10単位以上20単位未満	0.3		
	④10単位未満	0		
	配置予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			
	主任技術者			
	①同種業務の実績がある	3.2		
	②類似業務の実績がある	1.6		
	③上記①②以外	0		
	総合主任担当技術者			
	①同種業務の実績がある	2.4		
	②類似業務の実績がある	1.2		
	③上記①②以外	0		
	構造主任担当技術者			
	①同種業務の実績がある	0.8		
	②類似業務の実績がある	0.4		
	③上記①②以外	0		
	電気設備主任担当技術者			
	①同種業務の実績がある	0.8		
	②類似業務の実績がある	0.4		
	③上記①②以外	0		
	機械設備主任担当技術者			
	①同種業務の実績がある	0.8		
	②類似業務の実績がある	0.4		
	③上記①②以外	0		
	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			
	①75点以上	6		
	②60点以上～75点未満	6.0 × (平均点-60.0) /15	6-0	
	③60点未満	-6		
	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			
	①75点以上	4		
	②60点以上～75点未満	4.0 × (平均点-60.0) /15	4-0	
	③60点未満	-4		
	小計			

業者名		業者番号	
-----	--	------	--

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入れ公告日の前日までを対象とする。
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	2	
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	1	
		③上記①②以外	0	
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	2	
		②県内に居住している	1	
		③上記①②以外	0	
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価	※入札書提出日から過去3年以上継続して當業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	2			
②県内に住所又は本店を有する	1			
③上記①②以外	0			
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。		
①協定へ参加している	2			
②なし	0			
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。		
①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	1.5			
②上記①以外	0			
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。		
①年20万円以上の購入実績がある	0.5			
②上記①以外	0			
小計				
合計				

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。

・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。

①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。

②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）

・当該株式の提出がない場合は失格とする。

・申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。

なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。

・過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。

・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。

・配置予定技術者の氏名については、全ての候補者の氏名を記載する。

【業務場所が県内一円の場合】

・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

【共同体で応札がある場合】

※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。

評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。

評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。

評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。

【標準型 II-Aの場合】

(提案様式 1) 【標準型 II-B の場合】

総合評価方式（委託業務） 申告点数表（案）		標準型 II-B（建築関係）		
業務名	年度 ○○ 第〇〇号—○			
業務場所	○○地内			
予定価格	¥OO,OOO,OOO(税抜き)			
業者名				
業者番号				
配置予定技術者の氏名	主任技術者 構造主任担当技術者 機械設備主任担当技術者	総合主任担当技術者 電気設備主任担当技術者		
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告得点
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度・取組意欲、取組体制、設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等について評価	30	
	小計			
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価 総合主任担当技術者 ①一級建築士 4 ②二級建築士 2 ③木造建築士 1 ④上記①②③以外 0 構造主任担当技術者 ①構造設計一級建築士 2 ②二級建築士 1 ③二級建築士 0.5 ④上記①②③以外 0 電気設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 2 ②建築設備士、一級建築士 1 ③一般電気工事施工管理技士 0.5 ④上記①②③以外 0 機械設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 2 ②建築設備士、一級建築士 1 ③一般電気工事施工管理技士 0.5 ④上記①②③以外 0		※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計(監理)チームの特長(8点)、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等(7点)
	(2) 継続教育(CPD)の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価 主任技術者 ①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0 総合主任担当技術者 ①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0 構造主任担当技術者 ①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0 電気設備主任担当技術者 ①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0 機械設備主任担当技術者 ①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0		※電気設備主任担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に對して評価する。 ※機械設備主任担当技術者の技術士は、機械（流体工学又は熱工学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。
	(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価 主任技術者 ①同種業務の実績がある 5.6 ②類似業務の実績がある 2.8 ③上記①②以外 0 総合主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 4.2 ②類似業務の実績がある 2.1 ③上記①②以外 0 構造主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0 電気設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0 機械設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0		※(公財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD連携講習の発行する国土交通省大臣官房官房企画部指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからに示す取得単位の合計とする。 a. 営業業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a.以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。
	(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価 ①75点以上 10 ②60点以上～75点未満 10.0 × (平均点-60.0) /15 10～0 ③60点未満 -10		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年前とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価 ①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 6～0 ③60点未満 -6		※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年前とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	小計			

業者名		業者番号	
-----	--	------	--

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価		
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5		※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5		
		③上記①②以外	0		
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所又は本店について評価する。（住民票等で確認）【業務場所が県内一円の場合】※本業務については、①若しくは③により評価する
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5		
		②県内に居住している	2.5		
		③上記①②以外	0		
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価		※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録簿で確認）【業務場所が県内一円の場合】※本業務については、①若しくは③により評価する
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5		
		②県内に住所又は本店を有する	2.5		
		③上記①②以外	0		
		(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価		※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
		①協定へ参加している	5		
		②なし	0		
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価		※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
		①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3		
		②上記①以外	0		
		(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
		①年20万円以上の購入実績がある	1		
		②上記①以外	0		
合計					※合計点は最高100点とする

- * 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。
- ・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。
- ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 - ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
 - ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）
 - ・当該様式の提出がない場合は失格とする。
 - ・申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。
なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
 - ・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 - ・過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 - ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 - ・入札書提出日時点に雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。
 - ・配置予定技術者の氏名については、全ての候補者の氏名を記載する。
- 【業務場所が県内一円の場合】
- ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。
- 【共同体で応札がある場合】
- ※共同体で応札の場合ににおいては、次のとおりとする。
- 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。
- 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。
- 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。

【標準型II-Bの場合】

(提案様式 2)

業務の実施方針

業者名 : _____

業務の理解度・取組意欲

業務の理解度

- ・委託仕様書等の理解度を示すために、業務の内容・特色について具体的かつ簡潔に記載すること。
※対応方針等は以下の項目に記載すること

取組意欲

- ・受注を希望する特別な理由や特別な取組内容について具体的かつ簡潔に記載すること。

取組体制・設計(監理)チームの特長

取組体制

- ・業務実施のための体制について、具体的かつ簡潔に記載すること。

設計(監理)チームの特長

- ・設計(監理)チームの長所・優位点について、具体的かつ簡潔に記載すること。

特に重視する設計(監理)上の配慮事項

- ・特に重視する設計(監理)上の配慮事項について、具体的かつ簡潔に記載すること。

※業務の理解度・取組意欲、取組体制・設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項について簡潔に記載すること。(記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。)

※提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)を記載してはならない。

※提案については提案様式2(A4サイズ片面)3枚以内(業務の理解度・取組意欲、取組体制・設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項の各項目毎に1枚以内)とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

※標準型I-A、標準型II-Aの場合のみ記載すること。

建設費の縮減

建築設計業務委託特記仕様書 第1章 業務委託 6 設計与条件(3)建設の条件 ア予定工事費に対し、技術提案を履行した上で工事費の縮減を検討し、必要となる建設工事費を記載すること。ア 予定工事費を超過した提案をした場合は、失格とする。

_____ 千円(消費税込み)

(提案様式 3)

評価テーマに関する技術提案

業者名:

評価テーマ	〇〇〇〇〇〇についての提案
与条件の把握度(施設特性、周辺環境等)	
<p>・当業務に関する与条件（施設特性、周辺環境等）の把握度により評価する。</p>	
着目点、問題点、解決方法等の提案内容の説得力	
<p>・当業務の履行に際しての着目点、問題点、解決方法等の提案内容及びその説得力により評価する。</p>	
<p>○ 着目点、問題点、解決方法等の提案は、提案毎に「着目点」、「問題点」、「解決方法等」を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ○ 4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。</p>	
提案内容の類似実績	
<p>・提案内容を裏付ける類似実績の有無等により評価する。 ・記載する類似実績は1提案につき1件までとする。 ・類似実績資料から提案内容を裏付ける類似実績かどうか確認できない場合は評価しない。 ・4件以上の記載があった場合は記載順に初めの3件のみを評価の対象とする。</p>	
独自案・その他提案	
<p>・独自案・その他提案内容の有益性により評価する。</p>	

(提案様式4)

業者名

外観デザイン及び内観デザイン（それぞれ 1枚とする。）

- ・外観及び内観のデザインコンセプト及び木材利用方針について示した無彩色の簡易なデッサンを記載すること。
- ・簡易なデッサンの描画方法は、フリーhand等自由とする。
- ・簡易なデッサンは、外観デザイン（建物全体がイメージできるものとする。）・内観デザイン共1面とし、それぞれにデザインコンセプトを簡潔に記述すること。
また、木材を使用する場合においては、木材使用量（概数）及び利用方針について簡潔に記述すること。
- ・外観デザイン、内観デザイン毎にA4判（縦、横は問わない）1枚の提案とすること。
- ・提案は、PDF形式、白黒データ、Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンとすること。

※提出データは、発注者側でモノクロレーザープリンターで出力します。

別紙－1 総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型 I-A（建築関係）						
所 屋 課 室 名：_____						
業 務 名	年度 ○○ 第○○号—○					
業 務 場 所	○○地内					
予 定 値 格	¥○○.○○○.○○○(税抜き)					
業 務 概 要						
各評価項目の選定理由						
評価項目	評価内容	評価基準		配点	得点	備考
		(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価	15		
		(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価	15		
		(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価	5		
		(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	20	/70	※業務の理解度・取組意欲(10点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(5.4点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(4.6点)
		(5) 評価テーマに関する技術提案	手条件の把握度により評価（施設特性、周辺環境等）	15		
			着目点、問題点、解決方法等の提案内容及びその説得力により評価			
			実現性 類似実績の有無等により評価			
			独創性 独自案、その他提案内容の有益性により評価			
		小計			/70	
技術提案	配置予定技術者の保有する資格により評価	配置予定技術者の保有する資格により評価				
		総合主任担当技術者	①一級建築士 ②二級建築士 ③木造建築士 ④上記①②③以外	1.6 0.8 0.4 0		
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 ②二級建築士 ③二級建造士 ④上記①②③以外	0.6 0.4 0.2 0		
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 ②建築設備士、一級建築士 ③一級電気工事施工管理技士 ④上記①②③以外	0.8 0.4 0.2 0		
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 ②建築設備士、一級建築士 ③一級電気工事施工管理技士 ④上記①②③以外	0.8 0.4 0.2 0		
		小計			/4	※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に対して就職する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械（機械工学又は熱工学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（機械工学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。
		(1) 保有資格				
		(2) 繼続教育（CPD）の取り組み				
		配置予定技術者・企業の能力				
		配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者としての実績を評価				
技術評価点	配置予定技術者（主任技術者）	主任技術者	①40単位以上 ②20単位以上40単位未満 ③10単位以上20単位未満 ④10単位未満	0.8 0.4 0.2 0		
		総合主任担当技術者	①40単位以上 ②20単位以上40単位未満 ③10単位以上20単位未満 ④10単位未満	0.8 0.4 0.2 0		
		構造主任担当技術者	①40単位以上 ②20単位以上40単位未満 ③10単位以上20単位未満 ④10単位未満	0.8 0.4 0.2 0		
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 ②20単位以上40単位未満 ③10単位以上20単位未満 ④10単位未満	0.8 0.4 0.2 0		
		機械設備主任担当技術者	①40単位以上 ②20単位以上40単位未満 ③10単位以上20単位未満 ④10単位未満	0.8 0.4 0.2 0		
		小計			/4	
		(3) 同種及び類似業務の実績				
		(4) 業務成績（技術者）				
		(5) 業務成績（企業）				
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価				
評価項目	評価内容	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価	①75点以上 ②60点以上～75点未満 ③60点未満	4 4.0×(平均点-60.0)/15 -4	/4	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価	①75点以上 ②60点以上～75点未満 ③60点未満	3 3.0×(平均点-60.0)/15 -3	/3	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		小計			/20	

技術評価点 地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建設設計・監理実績までの実績を評価	/2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価	/2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民登録簿等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務についてでは、①若しくは③により評価する
	(3) 本店の有無	①業務場所と同一の建設部管内に居住している ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	/2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商号登記抄本文は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務についてでは、①若しくは③により評価する
	(4) 大規模災害時の協定枠組	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	/2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
	(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	/1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	/0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
	小計		/10	
	合計		/100	
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・評価者は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・価格評価点は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・評価者は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の建設設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 <p>【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務についてでは、建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。</p>		
価格評価点	／50点	<p>【共同体での札がある場合】 ※共同体での札の場合においては、次のとおりとする。</p> <p>評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。</p>		
評価点	／150点			

別紙-2

〇〇〇〇業務 における評価項目資料

■評価テーマに関する 技術提案	(1) 〇〇〇〇〇〇についての提案 設定理由:
--------------------	----------------------------

別紙－1 総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型 I-B（建築関係）					
所属課室名：_____					
業務名	年度 ○○ 第○○号—○				
業務場所	○○地内				
予定価格	○○,○○○,○○○(税抜き)				
業務概要					
各評価項目の選定理由					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の記述事項等について評価	30		※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(8点)、特に重視する設計（監理）上の記述事項等(7点)
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性（与条件の把握度により評価（施設特性、周辺環境等） 実現性（着目点、問題点、解決方法等の提案内容 ^③ 及びその説得力により評価 類似実績の有無等により評価 独創性（独自性、その他提案内容の有益性により評価	20	/50	※提案文に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価する。
		小計		/50	
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価 総合主任担当技術者 ①一級建築士 2.4 ②二級建築士 1.2 ③木造建築士 0.6 ④上記①②③以外 0 構造主任担当技術者 ①構造設計一級建築士 1.2 ②一級建築士 0.6 ③二級建築士 0.3 ④上記①②③以外 0 電気設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級電気工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0 機械設備主任担当技術者 ①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級管工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0		/6	※電気設備主任担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に於いて評価する。 ※機械設備主任担当技術者の技術士は、機械（流体工学又は熱工学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（流体工学、熱工学、上下水道、衛生工学）について評価する。
	(2) 繼続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価 主任技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0 総合主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0 構造主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0 電気設備主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0 機械設備主任担当技術者 ①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		/6	※（公財）建築技術教育普及センターを事業局とする建築CPD運営会議の発行する「国土交通省大臣官房官行營業課認定講習会」における取得単位を評価する。 a. 各種業務関係特別認定講習会について、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a.以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間取得単位とする。
	(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の同種業務（主に、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績）を評価 主任技術者 ①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0 総合主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0 構造主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0 電気設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0 機械設備主任担当技術者 ①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		/8	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価 ①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -6		/6	※①②の技術者は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価 ①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) /15 ③60点未満 -4		/4	※①②の技術者は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		小計		/30	

技術評価点 地域貢献	(1) 建設部管内の業務実績	配当予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある ③上記①②以外	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
	(2) 技術者の居住地	配当予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。 （住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。 （業者登記抄本又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
	(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
	(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。 【業務場所が県内一円の場合】
	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
	小計		/24	
	合計		/104	※合計点は最高100点とする
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 評価内容ごとの得点は、小数点以下2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 100点 → 入札価格 → 不定価格 → 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 評価値 → 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 過去3年間の和歌山県の県内一円の業務実績及び業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び統合主任担当技術者は評価の対象としない。 <p>【業務場所が県内一円の場合】</p> <p>・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。</p>		
価格評価点	／100点	<p>【共同体で応札がある場合】</p> <p>※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。</p> <p>評価項目のうち、配当予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。</p>		
評価値	／200点			

〇〇〇〇業務 における評価項目資料

<p>■評価テーマに関する 技術提案</p>	<p>(1) 〇〇〇〇〇〇についての提案 設定理由:</p>
----------------------------	------------------------------------

別紙－1 総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型II-A（建築関係）					
所 属 謹 室 名：					
業 務 名	年度〇〇 第〇〇号一〇				
業 務 場 所	〇〇地内				
予 定 價 格	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税抜き)				
業 務 概 要					
各評価項目の選定理由					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
技術提案	(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価	20	/60	
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価	20		
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価	5		
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	15		※業務の理解度・取組意欲(3点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(4点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(3点)
	小計			/60	
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価		/6	
		総合主任担当技術者	①一級建築士 2.4 ②二級建築士 1.2 ③准建築士 0.6 ④上記①②③以外 0		
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 1.2 ②二級建築士 0.6 ③准建築士 0.3 ④上記①②③以外 0		
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級電気工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0		
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級管工事施工管理技士 0.3 ④上記①②③以外 0		
		配置予定技術者のCPD取得単位により評価			
		主任技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		総合主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		構造主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0		
配置予定技術者・企業の能力	(2) 継続教育(CPD)の取り組み	機械設備主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0	/6	
		配置予定技術者の過去10年間の、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			
		主任技術者	①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0		
		総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0		
		構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		
		電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		
		機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0		
		配置予定技術者の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価		/8	
		①75点以上 6 ②60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) / 15 6~0 ③60点未満 -6			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
(4) 業務成績（技術者）	(5) 業務成績（企業）	①75点以上 4 ②60点以上～75点未満 4.0 × (平均点-60.0) / 15 4~0 ③60点未満 -4		/4	
		小計			/30

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある ③上記①②以外	/2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	/2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する	
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	/2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する	
		(4) 大規模災害時の協定への参加について評価	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	/2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。	
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	/1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
		(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	/0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
		小計		/10		
		合計		/100		
技術評価点	／100点		<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・評価項目と評価得点を合計得点とする。 ・評価項目と評価得点を合計得点とする。 ・評価得点は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・評価得点は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額1000万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・入札書提出日時点での雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。 			
価格評価点	／50点		<p>【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。</p>			
評価値	／150点					

別紙－1		総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型Ⅱ-B（建築関係）		
		所属課室名：_____		
業務名	年度〇〇 第〇〇号—〇			
業務場所	〇〇地内			
予定価格	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税抜き)			
業務概要				
各評価項目の選定理由				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価	30	/30
	小計			/30
技術評価点 配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価		
		総合主任担当技術者	①一級建築士 4 ②二級建築士 2 ③木造建築士 1 ④上記①②③以外 0	
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 2 ②一級建築士 1 ③二級建築士 0.5 ④上記①②③以外 0	
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 2 ②建築設備士、一級建築士 1 ③一般電気工事施工管理技士 0.5 ④上記①②③以外 0	
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 2 ②建築設備士、一級建築士 1 ③一般管工事施工管理技士 0.5 ④上記①②③以外 0	
		配置予定技術者のCPD取得単位により評価		
		主任技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0	
		総合主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0	
		構造主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0	
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0	
		機械設備主任担当技術者	①40単位以上 2 ②20単位以上40単位未満 1 ③10単位以上20単位未満 0.5 ④10単位未満 0	
	(2) 繼続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の種類又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価		
		主任技術者	①同種業務の実績がある 5.6 ②類似業務の実績がある 2.8 ③上記①②以外 0	
		総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 4.2 ②類似業務の実績がある 2.1 ③上記①②以外 0	
		構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0	
		電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0	
		機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 1.4 ②類似業務の実績がある 0.7 ③上記①②以外 0	
		配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価		
		(1)75点以上 10 (2)60点以上～75点未満 10.0 × (平均点-60.0) / 15 (3)60点未満 -10		/10
		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価		
		(1)75点以上 6 (2)60点以上～75点未満 6.0 × (平均点-60.0) / 15 (3)60点未満 -6		/6
	小計			/50

技術評価点	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等免注の和歌山県内の建設設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある		5
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある		2.5
	(2) 技術者の居住地	③上記①以外		0
		配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している		5
	(3) 本店の有無	②県内に居住している		2.5
		③上記①以外		0
		住所又は本店の所在地について評価		
	(4) 大規模災害時の協定への参加について評価	①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する		5
		②県内に住所又は本店を有する		2.5
		③上記①以外		0
	(5) 障害者雇用への取り組み	④大規模災害時の協定への参加について評価		
		①協定へ参加している		5
		②なし		0
	(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	障害者雇用への取り組みについて評価		
		①法定雇用障害者数を超える雇用（法定定義者の場合は1人以上の障害者雇用）がある		3
		②上記①以外		0
	(7) その他	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		
		①年20万円以上の購入実績がある		1
		②上記①以外		0
	小計		/24	
	合計		/104	※合計点は最高100点とする
技術評価点	／100点	評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 評価内訳ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨てて整数止めとする。 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。		
価格評価点	／100点	【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。		
評価値	／200点			

別記1号様式

和歌山県建設工事等総合評価

審査委員会事務局

技術調査課長 様

(農業農村整備課長)

総合評価にかかる学識経験者意見聴取要請書

年 月 日

申請者	○○振興局建設部長
意見聴取内容	落札者決定基準の検討
	レ 落札者決定基準の策定
	技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性
	技術提案の評価
	落札者決定
業務内容	

※添付書類

- ・業務概要
- ・落札者決定基準又は入札経過書
- ・(評価指標)
- ・(評価シート)
- ・(その他)

別記2号様式

入札経過書

発注機関の名称：

事業年度及び番号	年度
業務の名称	
業務の場所	
予定価格 (税抜き)	円
開札日時	年月日時分
契約方法	
入札状況	

月 日

＜入札経過＞

(単位：円)

以上者

上記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	円
入札書記載金額	円
8 / 100相当額	円
調査基準価格 (税抜き)	円

別記2号様式（建築関係）

標準型○—○ (建築)

入札経過書

年 月 日

発注機関の名称：

事 業 年 度	
業 務 番 号	
業 務 の 名 称	
業 務 の 場 所	
予 定 儲 格 (税抜き)	円
開 札 日 時	年 月 日 時 分
契 約 方 法	一般競争入札 (総合評価)
入 札 状 況	

<入札経過>

(単位：円)

以上者

上記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	円
入札書記載金額	円
8 / 1 0 0 相当額	円
調査基準価格 (税抜き)	* * * * * 円 (基準額(税込み))
	円 / 係数)

技術提案失格通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇業務に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日		
業 務 名	〇〇〇〇業務		
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
提 案 項 目	失格理由		
〇〇〇〇〇〇についての提案			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

參考資料

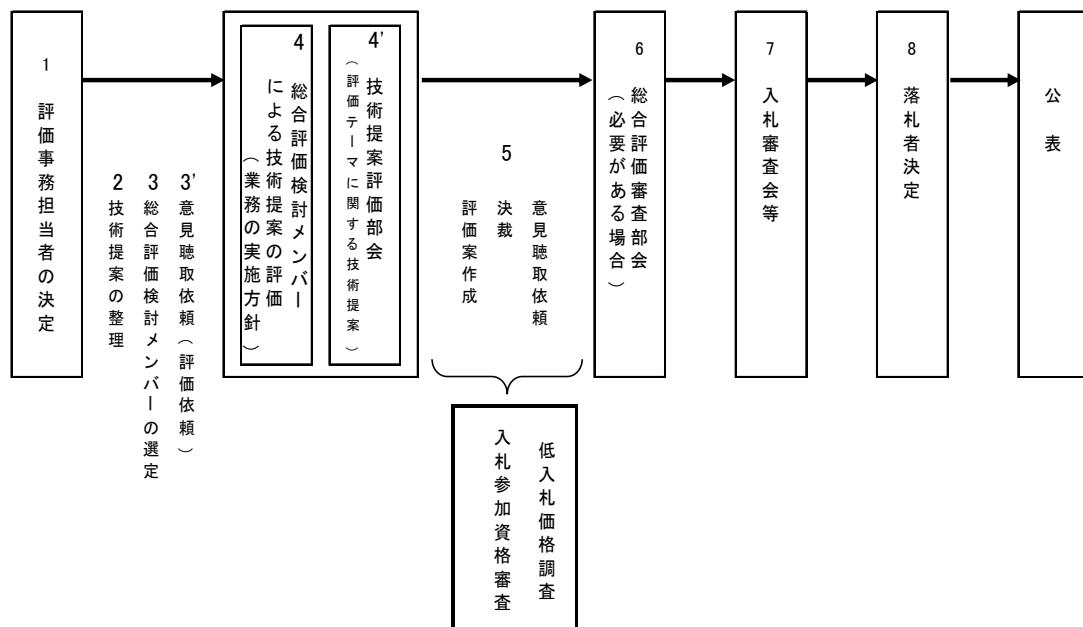
技術提案の評価方法について

◇技術提案の評価について

		標準型 I	標準型 II
1	○評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当工務課長等
2	技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない	評価事務担当者	評価事務担当者
3	総合評価検討メンバーの選定(3名以上) (業務の実施方針) ・評価事務担当者はメンバーになれない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 ※原則として係長職以上	建設部等 ※原則として係長職以上
4	○総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 (業務の実施方針) ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	総合評価検討メンバー ※原則として係長職以上	総合評価検討メンバー ※原則として係長職以上
3'	技術提案評価部会への依頼 (評価テーマに関する技術提案)	担当工務課長等	
4'	○技術提案評価部会委員による技術提案の評価 (評価テーマに関する技術提案)	技術提案評価部会	
5	評価結果についての決裁 ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ※建設部長等	決裁権者 ※建設部長等
6	○学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査部会 ※学識経験者	総合評価審査部会 ※学識経験者
7	○入札審査会等に諮る	地方入札審査会等	地方入札審査会等
8	○落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



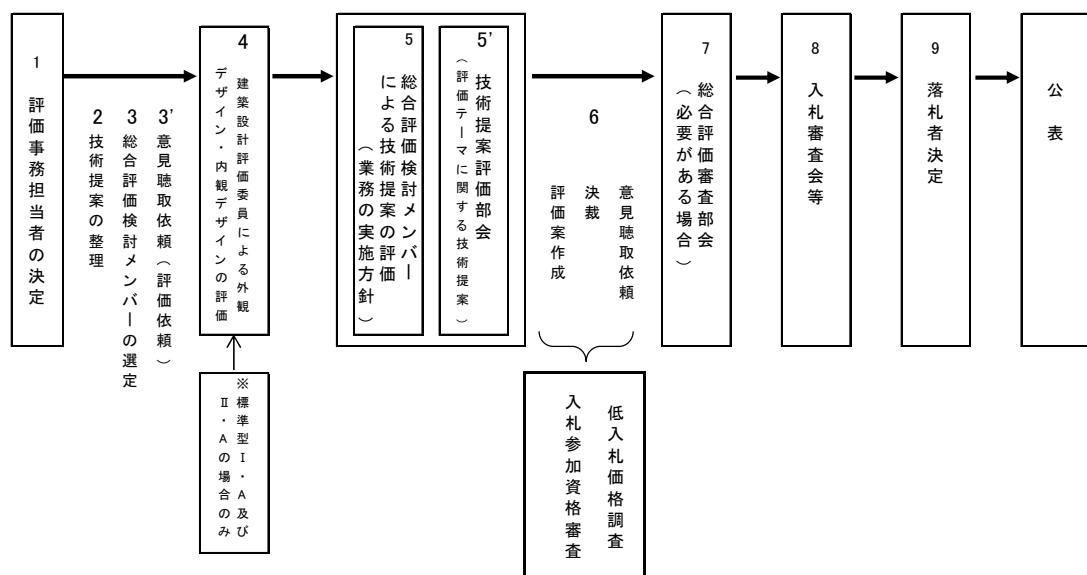
技術提案の評価方法について 建築関係コンサルタント業務の場合

◇技術提案の評価について

		標準型 I-A, I-B	標準型 II-A, II-B
1	○評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当工務課長等
2	技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない	評価事務担当者	評価事務担当者
3	総合評価検討メンバーの選定(3名以上) (業務の実施方針) ・評価事務担当者はメンバーになれない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 ※原則として係長職以上	建設部等 ※原則として係長職以上
4	外観デザイン・内観デザインを建築設計評価委員が評価	建築設計評価委員 ※標準型 I-Aの場合のみ	建築設計評価委員 ※標準型 II-Aの場合のみ
5	○総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 (業務の実施方針) ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	総合評価検討メンバー ※原則として係長職以上	総合評価検討メンバー ※原則として係長職以上
3'	技術提案評価部会への依頼 (評価テーマに関する技術提案)	担当工務課長等	
5'	○技術提案評価部会委員による技術提案の評価 (評価テーマに関する技術提案)	技術提案評価部会	
6	評価結果についての決裁 ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ※建設部長等	決裁権者 ※建設部長等
7	○学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査部会 ※学識経験者	総合評価審査部会 ※学識経験者
8	○入札審査会等に諮る	地方入札審査会等	地方入札審査会等
9	○落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



和歌山県建設工事に係る委託業務総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る委託業務（以下「業務」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3条 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）1,000万円以上の業務のうち、土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C並びに建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の区分B、区分C1及び区分C2については、総合評価落札方式を適用することを原則とし、発注機関の長は、業務の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

(1) 標準型Ⅰ

配置予定技術者（企業）の経験及び能力、地域貢献、業務の実施方針及び評価テーマと入札価格を一体として評価する方式

(2) 標準型Ⅱ

配置予定技術者（企業）の経験及び能力、地域貢献、業務の実施方針と入札価格を一体として評価する方式

(学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の建設工事に係る委託業務の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で業務を施行しようとするときは、令に定めるもののか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

(1) 評価項目

評価項目は、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる事項とし、総合評価落札方式の型式並びに業務の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第9条 第7条に規定する評価の方法は、1から入札価格を予定価格で除した数値を減じた数値に100を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）に技術評価の得点を合計した数値を技術評価の配点の合計で除した数値に100を乗じて得た数値（以下「技術評価点」という。）を加えて得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{技術評価点} = 100 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

(落札者決定の方法)

第10条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 提出した技術提案が、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしていること。
 - (3) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- 2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。
- 3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

(総合評価結果の公表)

第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第12条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(附属機関の設置)

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
～略～	
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務
～略～	

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

～略～

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、別表第1附属機関の名称の欄に掲げる附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 附属機関は、条例第2条第1項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第3条 附属機関は、別表第1定数の欄に掲げる数の委員で組織する。
2 委員は、別表第1委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。
3 委員の任期は、別表第1任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）を置く。
2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。
3 会長は、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。
2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。
2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
4 部会に部会長を置く。
5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
6 部会長は、部会の事務を掌理する。
7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
～略～				
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	15人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部 農林水産部
～略～				

別表第2

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
～略～		
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	総合評価審査部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件(農林水産部が所管する事業を除く)における審査に関する事務
	技術提案評価部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件(農林水産部が所管する事業を除く)における評価に関する事務
	農林水産総合評価部会	農林水産部が所管する建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件における審査及び評価に関する事務
～略～		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

～略～

和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則

(趣旨)

第1条 本細則は、知事の附属機関の組織及び運営の基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）第10条の規定に基づき、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則を定めるものとする。

(総合評価審査部会)

第2条 総合評価審査部会（以下「審査部会」という。）に属する委員及び専門委員（以下「審査部会委員」という。）は、12名以内とする。

2 審査部会に次の分科会を置く。

- (1) 紀北地方総合評価審査分科会（以下「紀北審査分科会」という。）
- (2) 紀南地方総合評価審査分科会（以下「紀南審査分科会」という。また、紀北審査分科会と紀南審査分科会を合わせて以下「審査分科会」という。）
- (3) 委託業務総合評価審査分科会（以下「業務審査分科会」という。）

(審査分科会)

第3条 紀北審査分科会は紀北地方（本庁、海草・那賀・伊都・有田振興局管内）において、紀南審査分科会は紀南地方（日高・西牟婁・東牟婁振興局管内）において、県が発注する工事（農林水産部が所管する事業を除く。）に関し、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 発注単位ごとの個別の工事（以下「個別工事」という。）における落札者決定基準の審査に関すること。
 - (2) 個別工事における落札者の決定の審査に関すること。
 - (3) 個別工事において技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性の審査に関すること。
- 2 審査分科会に属する委員（以下「審査分科会委員」という。）は、それぞれ3名とする。
- 3 審査分科会委員は、会長が指名する。
- 4 審査分科会にそれぞれ審査分科会長を置き、審査分科会委員の互選によりこれを定める。
- 5 審査分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査分科会長は、それぞれの審査分科会の事務を掌理する。
- 7 審査分科会の会議は、審査分科会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 審査分科会は、審査内容等により、審査分科会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 9 審査分科会長は、工事の内容等により、審査分科会に審査分科会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聞くことができるものとする。

(業務審査分科会)

第4条 業務審査分科会は、県が発注する建設工事に係る委託業務（農林水産部が所管する事業を除く。）に関し、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 個別業務における落札者決定基準の審査に関すること。
 - (2) 個別業務における落札者の決定の審査に関すること。
 - (3) 委託業務における評価項目等の助言に関すること。
- 2 業務審査分科会に属する委員（以下「業務審査分科会委員」という。）は、3名とする。

- 3 業務審査分科会委員は、会長が指名する。
- 4 業務審査分科会に業務審査分科会長を置き、業務審査分科会委員の互選によりこれを定める。
- 5 業務審査分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 業務審査分科会長は、審査分科会の事務を掌理する。
- 7 業務審査分科会の会議は、業務審査分科会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 業務審査分科会は、審査内容等により、業務審査分科会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 9 業務審査分科会長は、工事の内容等により、業務審査分科会に業務審査分科会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

(技術提案評価部会)

第5条 技術提案評価部会（以下「評価部会」という。）は次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 個別工事及び発注単位ごとの個別の業務（以下「個別業務」という。）における落札者決定基準の作成に関すること。
- (2) 個別工事及び個別業務における技術提案の評価に関すること。
- 2 評価部会に属する委員及び専門委員（以下「評価部会委員」という。）は、2名以上とし、会議の開催ごとに会長が指名する。
- 3 評価部会は、評価内容等により、会長の判断で持ち回り等の方法により評価をすることができるものとする。

(農林水産総合評価部会)

第6条 農林水産総合評価部会（以下「農林水産部会」という。）に属する委員及び専門委員（以下「農林水産部会委員」という。）は3名とする。

- 2 農林水産部会の会議は、農林水産部会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 農林水産部会は、審査内容等により、農林水産部会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 4 農林水産部会長は、工事の内容等により、農林水産部会に農林水産部会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

(特例)

第7条 和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）は、市町村において総合評価落札方式による入札を行う場合、県が市町村から依頼があれば、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）（以下「条例」という。）第2条に規定する事務を行うことができるものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議等において、会長及び各部会長が、内容等により必要があると認めたときは、学識経験がある者の出席を求め、より専門的な意見を聴くことができるものとする。
なお、出席者は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(会議等の運営)

第9条 会議等は非公開とする。

2 委員名及び職業は非公表とする。

(庶務)

第10条 総合評価委員会の庶務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課及び農林水産部農林水産政策局農業農村整備課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか総合評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成25年 4月 2日から施行する。

○和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱を次のように定める。

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、県の発注する営繕工事に伴う設計又は監理業務(以下「業務」という。)に係る共同体(以下「共同体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される業務については、別途定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「共同体」とは、県が発注する対象業務ごとに結成される「特定共同体」をいう。

(共同体の基本的要件)

第3 共同体の基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 構成員は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、当該業務に対応する部門について入札参加資格を有する者であること。
- (2) 構成員は3者以内とし、1者以上を前号の者のうち、県内に本店を有する者(以下「県内企業」という。)とすること。
- (3) 構成員のうち、県内に本店を有する者については、一級建築士が2名以上、かつ、一級建築士を1ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上となる技術者を有すること。
- (4) 構成員のうち、県内に本店を有しない者(以下「県外企業」という。)については、20名以上の一級建築士を有すること。
- (5) 原則として、構成員のうち1者以上が当該業務と同種の業務について、元請として一定の実績を有すること。

(対象業務)

第4 共同体による対象とすることができますの業務は、「和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準」(平成20年6月1日施行)第2(2)に規定する建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)のうち、同基準別表第1(2)建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分C1又はC2に該当する高度な技術を要する建築物の設計等の業務とする。

(配置技術者)

第5 各構成員は、業務を履行するに当たり、設計図書(特記仕様書)及び入札公告等に示す要件を満たす技術者を配置しなければならない。

(共同体の結成手続)

第6 共同体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、第7の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(共同体の提出書類)

第7 共同体が結成に必要とする提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 営繕工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書（共同体） 別記第1号様式
- (2) 設計(監理)共同体協定書 別記第2号様式
- (3) 委任状 別記第3号様式
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(形態及び出資比率)

第8 県内企業と、県外企業との協業関係のもと県内企業の技術力の向上を図るために、共同体の形態は、構成員が共同して当該業務を行う共同業務実施方式とする。

2 構成員の出資割合は、各構成員の業務に関する割合に応じて定め、各構成員の施行能力を反映した適正なものとする。この場合において、各構成員の出資比率は20%以上でなければならない。

(代表者)

第9 共同体の代表者は、構成員のうち施行能力が最も大きい者とする。

2 共同体の代表者は、20名以上の一級建築士を有する者であるものとする。
3 共同体の代表者の出資割合は、構成員中最大であるものとする。

(存続期間等)

第10 共同体の存続期間は、当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。

ただし、必要がある場合は、委託契約の履行後12月を経過した日までとすることができる。
2 前項に規定する期間満了後において、当該業務について、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帶してその責めを負うものとする。
3 当該業務について結成された共同体のうち、契約の相手方とならなかつたものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、共同体の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

當繕工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書（共同体）

年　月　日

和歌山県知事様

設計（監理）共同体の名称

代表者所在地

商号又は名称

社印

代表者名

印

構成員所在地

商号又は名称

社印

代表者名

印

構成員所在地

商号又は名称

社印

代表者名

印

このたび連帶責任によって、下記業務の共同受託による競争入札に参加するため、（会社名及び代表者名）を代表者とする設計（監理）共同体を結成したので、競争入札参加資格の審査を次のとおり設計（監理）共同体協定書及び別冊指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務

別記第2号様式（第7条関係）

設計（監理）共同体協定書

（目的）

第1条 当共同体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

（1）〇〇発注に係る〇〇設計（監理）業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、

単に「業務」という。）

（2）前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同体は、〇〇設計（監理）共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、〇年〇月〇日に成立し、業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

（代表者の名称）

第6条 当共同体は、〇〇一級建築士事務所を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

（1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限

（2）見積り、入札並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関する権限

（3）入札及び請求代金の受領に関する代理人の選任についての権限

（4）当共同体に属する財産を管理する権限

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇一級建築士事務所 〇〇%

〇〇一級建築士事務所 〇〇%

〇〇一級建築士事務所 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価をしんしゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請事務所の決定その他の当共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当共同

体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当共同体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇一級建築士事務所外〇社は、上記のとおり〇〇設計（監理）共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、構成員それぞれが記名押印のうえ、各自

その1通を保有するものとする。

年　月　日

○○県○○市○○町○○番地

○○一級建築士事務所

代表 ○ ○ ○ ○印

○○県○○市○○町○○番地

○○一級建築士事務所

代表 ○ ○ ○ ○印

○○県○○市○○町○○番地

○○一級建築士事務所

代表 ○ ○ ○ ○印

別記第3号様式（第7条関係）

委 任 状

年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地

商号又は名称

社印

代 表 者 名

印

私は、つぎの者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで、
下記の権限を委任します。

所 在 地

受任者 役 職 名

氏 名

記

_____設計（監理）共同体に係る

- 1 設計（監理）共同体協定の締結に関すること
- 2 委託業務入札参加資格審査申請に関すること
- 3 入札及び見積りに関すること
- 4 契約の締結に関すること
- 5 業務の履行に関すること
- 6 代金の請求及び受領に関すること
- 7 復代理人の選任に関すること

受任者使用印鑑

総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事に係る委託業務】

第1版 平成25年11月

第2版 平成26年 4月

第3版 平成28年 4月

第4版 平成29年 6月

第5版 平成29年10月

第6版 平成30年 4月

第7版 平成30年 6月

第8版 令和元年 6月

第9版 令和2年 6月

本手引きに関するお問い合わせ先

和歌山県県土整備部県土整備政策局 技術調査課企画調査班

電話：073-441-3082

FAX：073-428-1810